

文部科学省	国立特別支援教育総合研究所
-------	---------------

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等
01 研究活動	研究課題の精選	23年度から実施	ナショナルセンターとして行うべき実際の・先導的研究課題を精選する。	2a	平成23年度における研究課題については、前年度から継続となるものも含め、実際の・先導的研究課題への対応という観点から踏まえて精選し、研究課題数を絞り込む中で、インクルーシブ教育システムの構築や教育におけるICT（情報通信技術）活用といった喫緊の課題に対して、予算の重点配分を行った。平成24年度においても、同様の観点から、さらに研究課題数を精選した。 (研究課題数、予算) 平成22年度：27課題、144,016千円 平成23年度：21課題、123,216千円 平成24年度：15課題、110,895千円
02 研修事業	特別支援教育研究研修員制度の効率化・合理化	23年度から実施	ナショナルセンターが行う研修としての在り方を見直し、経費を縮減する。	2a	特別支援教育研究研修員制度については、各都道府県教育委員会等に対し意見照会を行い、派遣する教育委員会の偏りの解消、今後の受講者の増加を見込める余地があるかを検討したが、その可能性はきわめて低いと結論づけたことから、平成23年度限りで本制度自体を廃止することとした。 さらに各研究協議会についても見直しを行い、特別支援教育コーディネーター指導者研究協議会については、全都道府県及びほぼ全ての指定都市において、同種の研修が実施されるようになってきていること、また、参加者については、指導主事に比し一般教諭が増加していること等から、本研究所としての役割はほぼ終了ものと考え、平成24年度限りで廃止することを検討している。 なお、特別支援教育専門研修及び各研究協議会については、平成23年度から外部講師による講義を減らすことなどの見直しを行っている。引き続き、研修の在り方を見直しを進める。 (予算) 平成22年度26,681千円、平成23年度22,420千円、平成24年度20,178千円
03 教育相談	事業の効果的・効率的な実施	23年度から実施	教育相談年報について、他の刊行物と統合するとともにインターネットを活用した提供を行う。教育相談データベースの効果的運用の推進を図る。	2a	平成23年度から、「教育相談年報」を「世界の特別支援教育」と統合し、インターネットを活用した提供を行っている（実績：平成22年度987千円→平成23年度31千円）。 第3期中期計画において、教育相談情報提供システム※（教育相談に関する基本情報ガイド及び事例データベース）の整備を進めることを明確に位置付け、本システムを効果的に運用できるようシステムの見直しを行った。 ※「教育相談データベース」は、第3期中期計画において、実態をより適切に表すため、その名称を「教育相談情報提供システム」と改めた。
04 情報普及	事業の効果的・効率的な実施	23年度から実施	国際交流に関する刊行物を見直し、他の刊行物と統合するとともにインターネットを活用した提供を行う。	2a	平成23年度において、国際交流に関する英文刊行物「Journal of Special Education on Asia Pacific」、 「NISE Newsletter」及び「NISE Bulletin」を統合し（実績：平成22年度2,936千円→平成23年度886千円）、国際交流に関する和文刊行物「世界の特別支援教育」については「教育相談年報」と統合した（実績：【03の再掲】平成22年度987千円→平成23年度31千円）。このことと併せてそれぞれインターネットを活用した提供を行っている。
	研究所セミナーの統合	23年度から実施	毎年2回開催している研究所セミナーを統合し、経費を縮減する。	1a	平成23年度から毎年2回開催していたセミナーを統合し、年1回で開催することとした。このことにより資料印刷費や会場借上費等の経費を縮減した（実績：平成22年度4,557千円→平成23年度2,926千円）。
05 国際交流・国際貢献	国際セミナーの廃止	23年度から実施	毎年開催している国際セミナーを廃止する。	1a	毎年開催していた国際セミナーを平成22年度限りで廃止済みであり、このことにより会場借上費等の経費を9,280千円縮減した。

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等
06 保有資産の見直し	職員研修館	職員研修館を保有する必要性について検討し、不要と判断される場合には、用途廃止を含め、その処分について検討を進める。	2a	平成23年度において、職員研修館を廃止し、防災用品備蓄倉庫として利用することとした。ただし、現在、当該施設が東日本大震災の避難施設として登録されていることから、その時期については別途状況を見ながら判断する。
07 事務所等の見直し	リエゾンオフィスの廃止	リエゾンオフィス（芝浦）を廃止し、その機能を他機関事務所の機能とともに学術総合センターに集約化する。	1a	平成22年度限りでリエゾンオフィス（芝浦）を廃止し、平成23年度から、面積を縮減（45㎡→20㎡）した上で、学術総合センターに集約化済みである（実績：平成22年度2,844千円→平成23年度862千円）。

文部科学省	大学入試センター
-------	----------

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等
01 大学入試センター試験の実施	独立採算への移行	23年度から実施	運営費交付金をゼロとし、運営費交付金に頼らない構造での運営とする。	1a	・前年度から引き続き平成24年度についても運営費交付金はゼロとした。
02 大学の入学者選抜方法の改善に関する調査研究	調査研究の重点化	23年度から実施	センター試験の実施及び入試の改善に関する調査研究に特化する。	1a	・平成23年度からセンター試験の実施及び入試の改善に関する調査研究に特化した。具体的には、法科大学院適性試験に関する調査研究等は廃止し、得点調整に関する研究や障害のある者に配慮した入試に関する研究等、センター試験の実施及び入試の改善に直接関係するものに特化した。 (調査研究の件数・経費) 平成22年度 31件、226,490千円 → 平成24年度 16件、177,151千円
03 大学入学志望者の進路選択に資する大学情報の提供	事業の廃止	22年度中に実施	ガイダンスセミナーを廃止する。また、ハートシステム、ガイドブックを廃止する。	1a	・ガイダンスセミナー、ハートシステム及びガイドブックは、平成22年度限りで廃止した。

文部科学省	国立青少年教育振興機構
-------	-------------

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等
01 青少年教育事業	国立青少年交流の家、自然の家の自治体・民間への移管等	22年度から実施	自治体・民間への移管に向け、引き続き調整を進める。あわせて、これら以外の主体による運営についても検討を行う。さらに、稼働率の低い施設については、廃止に向けた検討を行う。当面の課題として施設利用料金の見直しや企画事業の在り方について検討を行う。	2a	自治体・民間への移管については、文科省が地元自治体に出向いてヒアリングを実施するなどの取組を行っている。また、平成23年9月より「新しい公共」型の管理運営に向けた試行を2つの施設で実施している。これについて、平成23年6月に機構に設置した「国立青少年教育施設の管理運営の在り方等に関する調査研究協力者会議」が評価を行い、今後、教育施設の運営協議会委員が、それぞれの得意分野で地域の関係団体等の協力を得ながら、一層、施設の実質的な管理運営を担っていただくような取組が推進されることを期待するとの提言を、平成24年3月に第一次報告として取りまとめたところである。今後においても、効果的・効率的な教育施設の管理運営が行われるよう、試行状況を逐次把握するとともに、引き続き、調査研究を進めることとしている。
				2b	稼働率の低い施設については、上記協力者会議において、①閑散期には施設を閉じる「季節開設」を検討する必要があること、また、閑散期を除く時期の利用者のニーズは高いことから、安全な施設運営及びサービスの質の維持・向上の観点を踏まえ、一定期間、質の高いスタッフの確保をはじめとする具体的な対策が講じられることを期待すること、②今後、特段の事情なく宿泊室稼働率が5割を下回るような施設があった場合には、5割を下回った原因分析及び宿泊室稼働率向上対策の策定を行い、機構本部からの支援や対策の進捗状況の定期点検と同時に、地元自治体との協議も含め、季節開設、休止や統合・廃止等に向けた検討を開始することとの提言を、平成24年3月に第一次報告として取りまとめたところである。今後においても、引き続き、効果的・効率的な教育施設の管理運営について調査研究を進めることとしている。 なお、平成22年度中に検討を開始する予定であったが、平成23年3月11日に発生した東日本大震災により、検討の開始が遅れたものである。
	国立オリンピック記念青少年総合センターの在り方の見直し	22年度から実施	国立青少年交流の家、自然の家に関する上記の取組と合わせ、国立オリンピック記念青少年総合センターについて、更なる効果的・効果的な利用を実現するために必要な方策を検討する。	2a	国立青少年交流の家、自然の家が実施する研修支援の活動プログラムのうち、教材の購入や特別な技能を有する指導者の配置が必要な特定の活動プログラムの提供等については、平成22年4月から実費分を有償化した（受益者負担の導入）。また、地方施設の一般利用に係る施設使用料金については、平成24年7月より料金を改定した。（改定前：250円→改定後：800円） なお、今後、さらなる受益者負担の適正化を図るため、平成24年4月に「地方施設の利用に係る受益者負担の在り方に関する検討プロジェクトチーム」を設置し、施設使用料や活動プログラムに係る料金の見直しなどについて検討を行っている。
				1a	機構が主催する企画事業の在り方については、平成23年度の年度計画において「青少年教育のナショナルセンターとして、青少年の課題や国の政策課題に対応した事業を実施する」とし、以下の事業に特化した。 ・青少年の意欲や社会性、規範意識など豊かな人間性を育むためのプログラム開発 ・困難を有する青少年を支援する事業 ・環境教育やボランティア活動の推進など国の政策課題に対応した体験活動事業
02 子どもゆめ基金事業	子どもゆめ基金の国庫返納	22年度中に実施	子どもゆめ基金（国費100億円）を国庫納付する。	1a	子どもゆめ基金に対する政府出資金100億円により取得した地方債について、その譲渡収入等101億3305万3千円を平成23年3月28日に国庫納付した。

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	
03 不要資産の国庫返納	子どもゆめ基金	22年度中に実施	子どもゆめ基金（国費100億円）を国庫納付する。	1a	子どもゆめ基金に対する政府出資金100億円により取得した地方債について、その譲渡収入等101億3305万3千円を平成23年3月28日に国庫納付した。

文部科学省	国立女性教育会館
-------	----------

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等
01 研修受入・交流事業	自己収入の拡大	22年度中に実施	宿泊施設の利用料の引上げにより自己収入を拡大する。	1a	平成23年3月から、利用目的に応じた料金区分を整備し、一部は据え置き、一部は近隣の民間宿泊施設の料金等も調査の上、所要の値上げを実施済。 更に、平成24年3月から、据え置いていた料金区分についても値上げを実施した。 なお、自己収入額は、74,256千円（平成22年度）から78,696千円（平成23年度）に増加した。
	優先度の高い事業の重点化	23年度中に実施	研修効果を全国に効果的に還元するため、研修の対象者や課題等を厳選する。また、研修成果の普及状況を的確に把握し研修事業に反映する。	1a	平成23年度から、地方公共団体職員向けの研修対象者を「行政担当者」とされていたところ、「責任者」に限定し、より対象者を厳選した。また、課題についても、リーダーに求められるマネジメントに関する内容に焦点をあてるなど厳選している。 研修半年後に実施する研修成果の活用状況に関するフォローアップ調査について、平成22年度から研修プログラム中にフォローアップの重要性を説明する等、その趣旨の適切な理解を促し、回収率の向上を図った。（平成21年度69%、22年度75%、平成23年度79%）また、フォローアップアンケートから参加者のニーズを把握し、事業内容に反映させた。
02 調査研究事業	事業の効率化	23年度から実施	引き続き事業の効率的実施を図る。	2a	科学研究費補助金等の積極的な活用により、調査研究事業の迅速かつ効率的な目標達成を図った。 （科学研究費補助金の額：平成22年度8,652千円→平成23年10,300千円） また、複数の調査票の同時送付等事業実施上の工夫により、効率的な事業実施を図っている。
03 情報事業	自己収入の拡大	23年度～27年度に実施	情報センターのデータベース利用に一部受益者負担を導入する。	2a	情報センターのデータベース利用を一部受益者負担とするため、平成23年3月に認証システムの実証実験に着手、平成23年4月から平成24年3月までシステムの安全性を検証した。今後、ユーザーによる実証実験を経て、課金システムを導入する。

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	
04 事務所等の見直し	借地の一部返還	23年度以降実施	女性教育会館の借地の一部返還に関する埼玉県との交渉を通じて、借地料の引下げを図る。	1a	草原運動場とテニスコート（3面）を含む約36,000㎡を返却済。これにより、土地借料は41,946千円から18,086千円に削減された（削減額：23,859千円）

文部科学省	国立科学博物館
-------	---------

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	
01	調査研究・資料収集・保管・展示・学習支援活動	自己収入の拡大	22年度から実施	事業の拡充と協賛・寄付の拡大等を通じ、自己収入の拡大を図る。特に、YS-11については定期的な公開を行うとともに、公開に関する協賛等を得て、自己収入の拡大を図る。あわせて、YS-11の保管経費の縮減と公開の在り方について検討を行う。	2a	<p>来館者数の増加を通じた自己収入の拡大を図るため、自然史・科学技術史における国民の関心の高い分野及び現代的課題を分析した上で、関連する特別展・企画展の企画実施に努めるとともに(平成23年度の特別展「恐竜博2011」、企画展「ノーベル賞110周年記念展」、23年度から24年度にかけての特別展「インカ帝国展」、平成24年度の特別展「元素のふしぎ」など)、常設展の展示内容についても更新を進めている。</p> <p>また、協賛・寄付の拡大については、賛助会員の拡大に努めるとともに、特別展・企画展や夏休みに実施する親子向けのイベント「サイエンススクエア」などの特別なイベント等の実施に際しても企業等からの協賛や外部資金を活用している。</p> <p>YS-11の公開については、平成23年度は上記と同様に外部の資金を活用して、「空の日フェスティバル」及び「学生紙飛行機世界大会国内最終予選」の機会に一般公開を実施した。平成24年度も羽田空港における「空の日フェスティバル」等において同様の協賛等を得て一般公開を実施する予定である。さらに、平成22年度の特別展「空と宇宙展」会場内及びイベントにおける公開時に募金箱を設置したほか、特別展終了後は常設展示の「航空技術の発展」コーナーにおいて引き続き募金箱を設置して協賛・寄付の拡大を図っている。</p> <p>YS-11の保管経費に関しては、平成24年3月に保管先を変更したところであるが、保管料については従前より低額に抑えたところである。今後の保存・公開の在り方については平成24年3月に中間的な論点整理をまとめたところであり、引き続き検討を進めることとしている。</p>

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	
02 不要資産の国庫返納	新宿分館	24年度中に実施	新宿分館の機能を筑波に移転するとともに、移転後の不動産を国庫納付する。	2a	筑波地区への移転については、23年度に完了した。24年度中に新宿分館地区の不動産を国庫納付する。
	霞ヶ浦地区	22年度中に実施	霞ヶ浦地区を現物納付する。	1b	東日本大震災により被災地である茨城県内の関係機関や業者との調整に影響が生じ、22年度中の国庫納付が実施できなかったが、平成23年8月10日に納付済である。
04 取引関係の見直し	施設内店舗に係る競争的な入札制度の導入	24年度から実施	施設内店舗用地の賃借の入札方式について、企画競争を導入する。	1a	施設内店舗用地の賃借については、平成22年度に、平成23年度からの店舗運営事業者選定の企画競争を複数者の応募を得て実施した。
05 組織体制の整備	経常研究に関する外部評価の導入	23年度から実施	経常研究については、テーマの選定、進行管理、結果の評価の各段階において、外部評価を導入する。	1a	平成23年2月に外部有識者を加えた研究評価委員会を開催し、第3期中期目標期間中の基盤研究のテーマ設定について評価を行った。また、平成23年度から外部評価委員会を設置し、研究全般にかかわるテーマの選定、進行管理、結果の評価を行う外部評価制度を導入した。
06 制度の見直し	制度の在り方を検討	22年度から実施	国の負担を増やさない形での事業の充実に向けて、制度の在り方を検討する。	2a	「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」(平成24年1月閣議決定)を踏まえ、文化振興型の成果目標達成法人として、国の負担を増やさない形での事業の充実に向けて、制度の在り方の検討を進めている。

文部科学省	物質・材料研究機構
-------	-----------

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等
01 ナノテクノロジーを活用する新物質・新材料の創成のための研究の推進事業	研究プロジェクトの重点化	23年度から実施	研究プロジェクトについて、優先度を踏まえた上で整理統合を行い、重点化する。特に、ナノテクノロジー関連研究については、理化学研究所との間で効果的・合理的な研究推進の在り方を検討しつつ、より緊密な連携体制を構築する。	2a	研究プロジェクトについては、平成23年度より開始した第3期中期計画に於いて、「材料研究を牽引し共通的に必要となる技術」、「ナノスケール特有の現象・機能を探索する挑戦的な研究」、「環境・エネルギー・資源等の地球規模の重要課題解決を目指す研究」に重点化し、6領域30プロジェクトから3領域19プロジェクトへと整理統合した。なお、東日本大震災を踏まえ、平成24年度より社会インフラの復旧、再生に係る1プロジェクトを追加。（運営費交付金プロジェクト研究開発費は、平成22年度5,251,163千円に対して平成24年度は4,394,647千円）また、平成22年9月に、理化学研究所との間で、ナノテクノロジー関連研究について、効果的・合理的な研究推進の在り方等を検討するため、従来の研究者レベルの交流に加えて理事レベルの連絡会を設置。同連絡会を通じて研究テーマ、進捗状況等に関する情報共有を行い、より緊密な連携体制を構築している。
02 社会的ニーズに応える材料の高度化のための研究開発の推進					
03 研究成果の普及とその活用の促進、及び物質・材料研究の中核機関としての活動	事業の効率化	23年度から実施	事業の効率的な遂行を図り、一般管理費を縮減する。	2a	一般管理費については機構全体として縮減を図ることとし、第3期中期目標・中期計画期間中（平成23～27年度）の5年間で15%以上の効率化目標を設定し、現在、その実行に努めている。初年度である平成23年度においては、財務会計、旅費計算のITシステムの統合・更新や構内ネットワークの合理化等により、2,808千円の経費を削減した。

【資産・運営等の見直し】

	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等
04 不要資産の国庫返納	目黒地区事務所	24年度中に実施	目黒地区事務所の機能をつくば市に移転するとともに、移転後の不動産を国庫納付する。	2a	目黒地区で実施している業務については、つくば地区への移転作業を平成23年度に実施完了した。また、不動産の国庫納付については、関東財務局からの指示に基づき、納付手続きを実施中。
05 事務所等の見直し	東京会議室の廃止	23年度中に実施	東京会議室を廃止し、その機能を他機関事務所の機能とともに学術総合センターへ集約化する。	1a	東京会議室（虎ノ門）については廃止し、借上面積を縮減した上で（136㎡→20㎡）、平成23年4月より、他機関（教員研修センター、国立特別支援教育総合研究所、国立高等専門学校機構）とともに、学術総合センターに機能を集約化した。また、集約化した他機関とともに、一部の消耗品、清掃及び廃棄物処理業務等については、共同契約を行っている。これらに伴い、会議室の管理にかかる経費を平成23年度は平成22年度に比べて22,029千円削減した。
06 取引関係の見直し	調達に係るベストプラクティスの抽出と実行	23年度中に実施	経費節減の観点から、研究開発等の特性に応じた調達の仕組みについて、他の研究開発法人と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。	1a	平成23年2月から開催された研究開発事業に係る調達の在り方に関する連絡会議（関係府省）及び検証会議（関係法人）において、研究開発の特性に応じた調達の在り方について検討・情報共有を行い、平成23年12月に「研究開発事業に係る調達の在り方について（中間整理）」を取りまとめた。また、文部科学省所管の8法人で設置した研究開発調達検討会においても、ベストプラクティスの抽出・実行について、契約額の適正化、競争性・透明性の向上等の具体策の検討を行い、平成24年1月に検討結果を取りまとめた。これらを受けて、納入実績に係るデータベースの運用等、具体的な取組を開始したところ。今後とも、研究成果の最大化と調達の効率化を実現するため、不断にベストプラクティスの抽出・実行を継続することとしている。
07 組織体制の整備	管理部門の組織の見直し等	23年度から実施	管理部門の組織の見直し及び一般管理費の縮減を図るとともに、その他の部門についても統合等の組織の再編による効率化を図る。	2a	平成23年度より第3期中期計画が開始したことによって、管理関係部署を総務部門に一元化することで業務の効率化を図っている。また、一般管理費のうち、財務会計、旅費計算のITシステムの統合・更新や、構内ネットワークの合理化により保守・運用等の経費を平成23年度は191,665千円と平成22年度に比べて22,014千円（△10%）削減した。加えて研究部署については、平成22年度までは理事長の下に20の部署が直属で設置されていたが、平成23年度よりこれら研究部署を3部門・1センター体制に統合・再編した。また、共用装置の運用業務や研究拠点の運営業務については、外部ユーザーへの支援等を一括管理する中核機能部門に集約化することで、業務を効率化した。研究部署等の統合・再編により部門の運営業務にかかる人員・経費を平成22年度末に比べて、平成23年度末では15名、31,857千円削減した。

文部科学省	防災科学技術研究所
-------	-----------

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等
01 地震災害による被害の軽減に関する研究開発及び災害に強い社会の形成に役立つ研究事業	研究プロジェクトの重点化	23年度中に実施	研究プロジェクトについて、優先度を踏まえた上で整理統合を行い、重点化する。特に、地震研究については、海洋研究開発機構との間での統合を念頭に更に緊密な連携を進める。	1a	研究プロジェクトについては、地震観測と火山観測業務を統合、地震防災フロンティア研究の廃止等を行い、第3期中期目標及び中期計画（平成23年度～平成27年度）にて、「災害予測による防災への貢献」、「地震に強い社会基盤づくりへの貢献」及び「効果的な社会防災システムの実現への貢献」など政策課題ごとの3研究領域への重点化を実施した（運営費交付金：237百万円の削減）。また、地震研究については、海洋研究開発機構との間での統合を念頭に、地震・津波観測監視システムに係る観測データ等の相互交換に関する協定書を平成23年3月1日に締結し、平成23年度より同協定に基づき両者の地震観測に係る伝送システムを統合して地震観測データについてリアルタイムで共有している。なお、平成23年3月11日の東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）の対応としては、地震観測網によって得られた情報の詳細を政府の地震調査委員会等へ適宜提供、3月23日に「ALL311:東日本大震災協働情報プラットフォーム」を開設して各種地図・地理空間情報の配信や土砂災害等の災害情報等を配信、4月17日に東日本大震災に関する研究活動、取り組みなどの緊急報告会を実施するなど重点的に取り組んでいる。なお当研究所は独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針（平成24年1月20日閣議決定）により、平成26年4月に新たな法人制度及び組織に移行することを目指して、文部科学省所管の他の4法人（物質・材料研究機構、防災科学技術研究所、科学技術振興機構、理化学研究所）と統合するなど措置を講じることとなっている。
02 火山災害による被害の軽減に関する研究開発事業					
03 気象災害・土砂災害・雪氷災害等による被害軽減に関する研究開発事業	自己収入の拡大	23年度中に実施	Eディフェンスの余剰スペースの貸出しを行うことにより、自己収入の拡大を図る。	1a	第3期中期目標及び中期計画（平成23年度～平成27年度）において、Eディフェンスで震動実験をする際の相乗り実験を可能にするなど外部利用メニューを充実させることを記載。平成23年度は、Eディフェンスの余剰空間や余剰スペースを貸出し、4件の利用があり、4,495千円の施設貸与収入が得られた。

【資産・運営等の見直し】

	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等
04 事務所等の見直し	雪氷防災研究センター新庄支所の廃止	24年度中に実施	雪氷防災研究センター新庄支所を廃止する。ただし、降雪実験関連施設については、耐用年数の範囲内で活用を図ることとする。	2a	第3期中期目標及び中期計画（平成23年度～平成27年度）の記載に従って、平成24年度中に雪氷防災研究センター新庄支所を廃止する予定。ただし、降雪実験関連施設については、耐用年数の範囲内で活用を図ることとする。
05	地震防災フロンティアセンターの見直し	23年度中に実施	神戸の地震防災フロンティアセンターを廃止し、その機能をつくば本所に集約化する。	1a	平成23年3月31日に廃止（運営費交付金の内数：58,000千円の削減）。
06 取引関係の見直し	調達に係るベストプラクティスの抽出と実行	23年度中に実施	経費節減の観点から、研究開発等の特性に応じた調達の仕組みについて、他の研究開発法人と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。	1a	平成23年2月から開催された研究開発事業に係る調達の在り方に関する連絡会議（関係府省）及び検証会議（関係法人）において、研究開発の特性に応じた調達の在り方について検討・情報共有を行い、平成23年12月に「研究開発事業に係る調達の在り方について（中間整理）」を取りまとめた。また、文部科学省所管の8法人で設置した研究開発調達検討委員会においても、ベストプラクティスの抽出・実行について、契約額の適正化、競争性・透明性の向上等の具体策の検討を行い、平成24年1月に検討結果を取りまとめた。これらを受けて、納入実績に係るデータベースの運用等、具体的な取組を開始したところ。今後とも、研究成果の最大化と調達の効率化を実現するため、不断にベストプラクティスの抽出・実行を継続することとしている。

文部科学省	放射線医学総合研究所
-------	------------

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等
01 放射線安全・緊急被ばく医療研究事業	研究プロジェクトの重点化	23年度中に実施	研究プロジェクトについて、優先度を踏まえた上で整理統合を行い、重点化する。特に、分子イメージング研究については、理化学研究所との間で整理統合の検討を進める。	1a	<p>研究プロジェクトの重点化については、平成23年度より開始した第3期中期計画への移行に際し、基礎的研究として一定の成果を得た「放射線治療に資する生体影響研究」を廃止し、226,394千円を削減。一方で、臨床応用を指向した「重粒子線を用いたがん治療研究」への重点化を行った。</p> <p>分子イメージング研究については、理研との整理・統合に向け平成22年12月以降、有識者、文科省、放医研及び理研の関係者にて検討を進めてきたところ、放医研においては、平成25年度以降、疾患状態を把握するために不可欠な画像診断技術開発に特化することとした。これに先行して、平成23年度より開始した第3期中期計画において、画像診断技術の開発・実用化に向けた研究体制を構築し、既に36,694千円を削減したところ。さらに、平成23年度限りで、理研が優位性を有する一部の研究領域（化合物合成反応に関する基礎研究）は廃止し、10,000千円程度を削減。</p> <p>なお、東京電力福島第一原子力発電所の事故を受け、放射線の影響を低減化するための実証研究や緊急被ばく医療の充実に向けた研究体制整備等について重点化を検討し、平成24年度より東電福島第一原発周辺住民における長期被ばくの影響とその低減化に関する研究や原発事故に伴う復旧作業員等の健康影響に関する追跡調査等を実施しているところ。</p>
02 放射線に関するライフサイエンス研究事業					
03 放射線基盤技術と研究環境の整備・管理					

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等
04 事務所等の見直し	22年度中に実施	那珂湊支所を廃止し、その機能を本所（千葉市）に集約する。	1a	平成22年度をもって、那珂湊支所については廃止、その機能を本所に集約した。
05 取引関係の見直し	23年度中に実施	経費節減の観点から、研究開発等の特性に応じた調達の仕組みについて、他の研究開発法人と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。	1a	平成23年2月から開催された研究開発事業に係る調達の在り方に関する連絡会議（関係府省）及び検証会議（関係法人）において、研究開発の特性に応じた調達の在り方について検討・情報共有を行い、平成23年12月に「研究開発事業に係る調達の在り方について（中間整理）」を取りまとめた。また、文部科学省所管の8法人で設置した研究開発調達検討会においても、ベストプラクティスの抽出・実行について、契約額の適正化、競争性・透明性の向上等の具体策の検討を行い、平成24年1月に検討結果を取りまとめた。これらを受けて、納入実績に係るデータベースの運用等、具体的な取組を開始したところ。今後とも、研究成果の最大化と調達の効率化を実現するため、不断にベストプラクティスの抽出・実行を継続することとしている。

文部科学省	国立美術館
-------	-------

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等
01 収集・保管・展示・調査研究事業	自己収入の拡大	22年度から実施	寄付の拡大等を通じ、自己収入の拡大を引き続き行う。具体的には、企業からの支援（協賛金等）の獲得、募金箱の設置のほか、「キャンパスメンバーズ」等への加入者の増大などに取り組む。	2a	<ul style="list-style-type: none"> 平成23年度においては、当該年度以降の各種自主事業の実施に際し、協賛金等を得ている（平成23年度実績約2,840万円。平成22年度実績約1,274万円）。引き続き、協賛金等の獲得に努める。 平成23年4月、京都国立近代美術館「賛助会員」制度を発足させ、平成24年6月現在で会員は3団体となっている。 キャンパスメンバーズについては平成23年度中に6校加入し、年度末には70校となっており、さらに平成24年7月現在で75校に増加している。
02 教育普及事業	キュレーター（学芸担当員）研修の見直し	23年度中に実施	ナショナルセンターとして、参加実績が低調であることにかんがみ、キュレーター研修の在り方を見直す。	1a	<ul style="list-style-type: none"> キュレーター研修については、対象となる美術館のニーズや実態等を十分に踏まえるとともに、これまでの実施方法等を含め、平成23年度中に見直しのための幅広い検討を行い、その結果に基づき、平成24年度から実施している（第三期中期計画（平成23年度～平成27年度）に明記）。 平成23年7月から9月までの間に各都道府県教育委員会及び美術館等約400件に対してキュレーター研修に関するアンケート調査（回答約50%）を実施した。その結果、当該研修の受入方法及び内容等については、今後も維持すべきとの評価を得たが、派遣元の「人員（研究員）不足」「旅費等の予算不足」、また、「公募時期」や「受入館の情報不足」等が当該研修への参加を困難にしている主な要因であることが判明した。 アンケート調査の結果を踏まえ、当該研修への参加者を増員すべく、参加環境を整備するために、国立美術館として対応が可能な「受入館の情報提供」及び「公募時期の適正化」等について検討を行った。 平成24年度の公募に際して、各国立美術館の基本情報、展示情報及び研修の受入分野等の受入館の情報提供を行った結果、本研修が始まった平成18年度以降平成23年度までの研修参加希望申込者数の平均は4.7人、受入人数の平均は3.8人であったのに対し、平成24年度は、過去最も多い6名の申込みがあり、5名（1名辞退）を受け入れた。 平成25年度は、平成24年度の参加環境の改善に加えて、「公募時期の適正化」を行い、公募時期を現在の12月初旬から9月初旬へ変更する予定。

【資産・運営等の見直し】

	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等
03 取引関係の見直し	施設内店舗に係る競争的な入札制度の導入等	24年度から実施	施設内店舗用地の賃借について、より一層の鑑賞環境の向上と効率化のため、企画競争を導入するなど競争性と透明性を確保した契約方式とする。	2a	<ul style="list-style-type: none"> 国立西洋美術館（ミュージアムショップ）については、平成24年1月に企画競争による入札公告等を実施し、業者を決定した。 国立国際美術館（ミュージアムショップ）については、平成23年6月に企画競争による入札公告等を実施し、業者を決定した。 京都国立近代美術館（ミュージアムショップ及びレストラン）については、平成24年度中に企画競争による入札公告を実施する予定である。 東京国立近代美術館（ミュージアムショップ）については、平成24年度以降の企画競争の実施に向け、現行の賃借人と引き続き交渉中である。
04 制度の見直し	制度の在り方を検討	22年度から実施	国の負担を増やさない形での事業の充実に向けて、制度の在り方を検討する。	2a	「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」（平成24年1月閣議決定）を踏まえ、独立行政法人国立文化財機構及び独立行政法人日本芸術文化振興会との統合及びその際の事業の充実に向け、制度設計・運用に関する検討を進めている。

文部科学省	国立文化財機構
-------	---------

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等
01 展覧事業	自己収入の拡大	22年度から実施	寄付の拡大等を通じ、自己収入の拡大を行う。具体的には寄付や賛助会員等への加入者の増加、募金箱の設置、映画等のロケーションのための建物等の貸与や会議・セミナーのための会議室の貸与等により引き続き取り組む。	2a	<p>寄付金の実績は、平成21年度139,434千円、平成22年度143,228千円、平成23年度240,624千円と増加している。寄付金の拡大に向けては、以下の通り新たに各施設に募金箱を設置するとともに、東京国立博物館において、平成23年度から寄付金のクレジット決済を導入した。</p> <p>【募金箱設置実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東京国立博物館：平成23年1月設置 ・京都国立博物館：平成23年4月設置 ・奈良国立博物館：平成23年3月設置 ・九州国立博物館：平成23年3月設置 ・奈良文化財研究所（平城宮跡資料館）：平成22年9月設置 <p>また、賛助会員等の加入者の増加については、ホームページ・広報誌等での紹介・募集や企業等への勧誘を実施し、賛助会員の揭示も行っている。これらの取り組みにより賛助会員数は以下の通り、平成23年度は前年度に比べ40件増加している。</p> <p>【賛助会員数実績】（平成22年度実績）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東京国立博物館 292件 (235件) ・京都国立博物館 373件 (391件) ・奈良国立博物館 65件 (64件) 計 730件 (690件) <p>さらに、建物等の貸与については、ホームページでの紹介、案内パンフレット（お茶室利用案内、建物撮影利用案内）等による募集を実施しており、施設利用件数も以下の通り、平成23年度は前年度に比べ4件増加している。</p> <p>【施設利用件数実績】（平成22年度実績）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東京国立博物館 618件 (538件) ・京都国立博物館 42件 (59件) ・奈良国立博物館 144件 (146件) ・九州国立博物館 264件 (321件) 計 1,068件 (1,064件)
02 教育普及事業					
03 調査研究事業					
04 展示出版事業					
05 情報公開事業					
06 国際研究協力事業					
07 研修事業					

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等
08 取引関係の見直し	23年度から実施	施設内店舗用地の賃借について、より一層の鑑賞環境の向上と効率化のため、企画競争を導入するなど競争性と透明性を確保した契約方式とする。	2a	<p>東京国立博物館（レストラン）については平成22年11月に、東京国立博物館黒田記念館（ミュージアムショップ）については平成23年3月に、奈良国立博物館（レストラン、ミュージアムショップ）については平成22年12月にそれぞれ企画競争を複数社の参加を得て実施し、平成23年4月から競争性と透明性を確保した契約方式に移行した。</p> <p>東京国立博物館本館（ミュージアムショップ）については、平成24年度に企画競争による新運営事業者を決定し、現在の建物貸付契約期間完了後の平成25年4月より新運営事業者による運営を開始する予定である。</p> <p>京都国立博物館（ミュージアムショップ）については、平成26年4月の定期賃貸借契約期間満了後に企画競争に移行予定である。京都国立博物館（レストラン）については、平成24年1月に企画競争を実施し、平成24年4月から競争性と透明性を確保した契約方式に移行した。</p>
09 制度の見直し	22年度から実施	国の負担を増やさない形での事業の充実に向けて、制度の在り方を検討する。	2a	<p>「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」（平成24年1月閣議決定）を踏まえ、独立行政法人国立美術館及び独立行政法人日本芸術文化振興会との統合及びその際の事業の充実に向け、制度設計・運用に関する検討を進めている。</p>

文部科学省	教員研修センター
-------	----------

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等
01 各地域で中核的な役割を担う校長・教員その他の学校教育関係職員に対する研修	自治体への移管等	23年度から実施	原則として事業を自治体に移管することとし、国による実施が必要不可欠なもののみ限定的に実施する。	2a	<p>国による実施が必要不可欠なもの、例えば、新成長戦略や学習指導要領の改訂を踏まえ実施するものなど国の政策として行う研修（学校教育の情報化指導者養成研修、小学校における英語活動等国際理解活動指導者養成研修など）及び、地方において指導法が十分定着しておらず指導者養成が必要な研修（外国人児童生徒等に対する日本語指導指導者養成研修、防災教育に関する研修など）に限定して実施している。</p> <p>平成22年度実施の21研修を、23年度は16研修に精選した。これに伴い、23年度においては、延べ研修受講者（受講定員×研修日数）を約7.4千人縮減するとともに、年間約29百万円の事業費を縮減することができた。さらに、25年度は1研修を廃止することとしている。</p> <p>また、研修の内容等については、不断の見直しを図っていく。</p>
02 学校教育関係職員に対する研修に関する指導、助言、援助					

【資産・運営等の見直し】

	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	
03	保有資産の見直し	つくば本部	27年度中に実施	つくば本部の土地について、平成26年度の購入完了後の国庫納付等を検討する。	3	つくば本部用地については、平成26年度に独立行政法人都市再生機構からの購入が完了することになっており、購入完了後に国庫納付等を検討することとしている。
04	事務所等の見直し	東京事務所の廃止	23年度中に実施	東京事務所（虎ノ門）を廃止し、その機能を他機関事務所の機能とともに学術総合センターに集約化する。	1a	東京事務所（虎ノ門）については廃止し、借上面積を縮減（312㎡→153㎡）した上で、平成23年4月より、他機関（国立特別支援教育総合研究所、物質・材料研究機構、国立高等専門学校機構）とともに、学術総合センターに機能を集約化した。また、集約化した他機関とともに、一部の消耗品、清掃及び廃棄物処理業務等については、共同契約を行っている。これらに伴い、施設の年間維持管理にかかる経費を年間約28百万円削減した。
05		研修・宿泊施設の管理	23年度から実施	研修・宿泊施設の管理については全面的に民間委託を行い、経費を縮減する。	1a	宿泊施設や研修施設の受付・貸出等の管理業務を新たに23年度から民間委託するとともに、これまで単年度で個別に発注してきた建物清掃業務や警備業務などの維持管理等に係る各業務について、平成23年4月から3年間の包括的民間委託契約を締結し、効率化、経費の節減を実現した。（23年度約8百万円の縮減）

文部科学省	科学技術振興機構
-------	----------

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等
01 新技術創出研究事業	事業の優先度の明確化、重点化、競争的資金制度の大括り化の徹底	23年度から実施	政府における総合科学技術会議の在り方に関する見直しと並行して、事業の優先度を明確化し、重点化を行う。特に、地域イノベーション創出総合支援事業については平成25年度末までに、理科支援員等配置事業については平成24年度末までに廃止する。 また、競争的資金制度の大括り化を徹底させ、トップダウン型の競争的資金制度を統合する中で事業運営を効率化する。平成23年度予算については、平成22年11月の事業仕分けの結果を踏まえ、競争的資金制度全体の要求の縮減の中で適切に対応する。	2a	・第4期科学技術基本計画（平成23年8月19日閣議決定）において喫緊の課題として掲げられた「震災からの復興と再生の実現」、「グリーンイノベーションの推進」、「ライフイノベーションの推進」及び「我が国が直面する重要課題」に沿って、①震災からの復興に向けた産学連携プログラム、②戦略的創造研究推進事業の研究領域設定・募集を実施した。 ・地域イノベーション創出総合支援事業及び理科支援員等配置事業については、それぞれの期限までに廃止する。
02 新技術の企業化開発事業					
03 国際研究交流事業				04 科学コミュニケーションの推進事業	日本科学未来館の直轄運営
05 科学技術情報流通促進事業	科学技術文献情報提供事業の民間事業者によるサービスの実施	23年度から実施	科学技術文献情報提供事業については、平成23年度中に引受け手となる事業者の選定を開始し、平成24年度中に民間事業者によるサービスを実施する。	2a	・平成23年度中に引受け手となる事業者の選定を開始し、平成24年度に事業者を決定。今後、平成24年度中に民間事業者によるサービスを実施する。
	電子情報発信・流通促進事業等の一層の効率化	23年度中に実施	科学技術情報連携活用推進事業、電子情報発信・流通促進事業、技術者継続的能力開発事業、研究者人材データベース構築事業、バイオインフォマティクス推進センター事業については、一層の効率化を図り、事業規模を縮減する。	1a	・一部プログラムの終了やシステム開発・運用費の縮減により一層の効率化を図り、平成23年度予算において事業規模を大幅に縮減した（前年度比△28.1%、1,367,459千円減（4,864,200千円→3,496,741千円））。

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	
06 不要資産の国庫返納	伊東研修施設	23年度中に実施	伊東研修施設の持分所有権を処分し、売却収入を国庫納付する。	1a	・持分所有権を処分し、平成23年度中に売却収入11,280千円を国庫納付した。
	与野宿舎、池袋宿舎	23年度以降実施	与野宿舎、池袋宿舎については、現入居者が退去次第、速やかに国庫納付の手続きを開始する。	2a	・入居者の退去が完了した。今後速やかに国庫納付手続きを開始する。
08 事務所等の見直し	二番町事務所等7事務所の集約化	23年度を目途に実施	二番町事務所等7事務所については、平成23年度を目途に集約化し、コストを縮減する（年間1.6億円以上のコストダウンを実現する）。	1a	・平成22年11月に神田事務所を廃止した。 ・残る6事務所については、平成23年度中に東京本部とその近隣の計2か所に集約した。その結果、年間賃料を164,755千円削減した。
	海外事務所の見直し	22年度中に実施	パリ、北京の海外事務所を他の研究開発法人と共用化するなど、海外事務所の廃止又は他機関事務所との共用化を更に進めるための検討を行い、具体的な結論を得る。	1a	・パリ事務所については、宇宙航空研究開発機構及び日本原子力研究開発機構のパリ事務所と、次期貸借契約更新（平成26年2月）を契機とした共用化をすることとし、具体的な協議を開始した。 ・北京事務所については、平成23年4月から、理化学研究所北京事務所と会議室等の共用を開始した。
	イノベーションランチ岐阜の廃止	22年度中に実施（実施済み）	イノベーションランチ岐阜を廃止する（22年9月）。	1a	・措置済みである。
	イノベーションプラザ等（19か所）の廃止	23年度以降実施	全国19か所に立地するイノベーションプラザ等について、自治体等への移管等を進め、廃止する。	2a	・全国19か所に立地するイノベーションプラザ等について、廃止した。現在、自治体等への移管等を進めている。
12 取引関係の見直し	調達に係るベストプラクティスの抽出と実行	23年度中に実施	経費節減の観点から、研究開発等の特性に応じた調達の仕組みについて、他の研究開発法人と協力を進め、ベストプラクティスを抽出し、実行に移す。	1a	・平成23年2月から開催された研究開発事業に係る調達の在り方に関する連絡会議（関係府省）及び検証会議（関係法人）において、研究開発の特性に応じた調達の在り方について検討・情報共有を行い、平成23年12月に「研究開発事業に係る調達の在り方について（中間整理）」を取りまとめた。また、文部科学省所管の8法人で設置した研究開発調達検討会においても、ベストプラクティスの抽出・実行について、契約額の適正化、競争性・透明性の向上等の具体策の検討を行い、平成24年1月に検討結果を取りまとめた。これらを受けて、納入実績に係るデータベースの運用等、具体的な取組を開始したところ。今後とも、研究成果の最大化と調達の効率化を実現するため、不断にベストプラクティスの抽出・実行を継続することとしている。
13 組織体制の整備	間接部門の整理統合等	22年度から実施	間接部門を整理統合することにより経費の縮減を図るとともに、その他の部門についても統合による効率化を図る。	2a	・広報ポータル部を廃止し、間接部門の整理統合を行った。科学技術イノベーションの創出に向け、効果的・効率的な業務実施体制とすべく組織編成を行った。

文部科学省	日本学術振興会
-------	---------

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等
01 学術研究の助成	文部科学省との役割分担の見直し等、競争的資金制度の大括り化の推進	23年度中に実施	事業遂行に関する文部科学省との役割分担の見直しや審査結果・進捗よく評価結果に関する他機関との情報提供を通じた事業の効率的な遂行を実現する。 また、科学研究費補助金制度については、本法人が公募・審査を行い、文部科学省が交付を行っている「特別推進研究」、「若手研究(A・B)」については、本法人に一元化する。さらに、大括り化の検討を含め、効果的、効率的な研究助成を実施する観点から研究種目を継続的に見直す。平成23年度予算については、平成22年11月の事業仕分けの結果を踏まえ、競争的資金制度全体の要求の縮減の中で適切に対応する。	1a	・科研費について、文部科学省との役割分担の見直しを行い、これまで本法人が公募・審査を行い、文部科学省が交付を行っていた「特別推進研究」及び「若手研究(A・B)」について、平成23年度に本法人に一元化した。 ・上記の研究種目も含めて審査結果・進捗よく評価結果に関する他機関への情報提供を行い、引き続き事業の効率的な遂行を図る。 ・平成22年11月の事業仕分けの結果を踏まえ、文部科学省においては競争的資金の在り方について検討を行い、平成23年度予算においては競争的資金制度全体について予算要求の縮減となる中、科研費については適切に対応した。 ・研究種目については、文部科学省の科学技術・学術審議会学術分科会研究費部会において検討を行っており、その検討状況をもとに継続的に見直す。
02 学術の振興に関する調査及び研究	ガバナンスの強化、センター研究員への謝金支払の適正化、学術研究動向調査研究の適正化	23年度から実施	学術システム研究センターの組織運営について、外部有識者の登用等によるガバナンスの強化を図る。また、センター研究員への謝金支払について、勤務実態を把握した上で支払う。学術研究動向調査研究に係る経費については、一律支給ではなく、計画書を踏まえて支給する。	1a	・平成22年12月に運営規程を改正して、センターの運営及び業務実施に関する重要事項を審議する「運営委員会」の委員の半数程度を学会及び産業界等の外部有識者とするを新たに定め、平成23年2月には新たな委員構成で運営委員会を開催した。このように、センターの組織運営について多様な視点からの意見を反映できる体制を迅速に整備し、ガバナンスの強化を図った。 また、ガバナンス強化の観点から、平成23年2月の運営委員会で、センター研究員の資格に「産業界の研究者」も含める等の選考基準の見直しを行い、民間の研究機関を含む幅広い機関の外部有識者をセンター研究員に登用することとした。 ・平成23年1月に謝金の支給に係る規程を改正し、センター研究員の勤務実態を把握した上で、謝金を支給することとした。 ・学術研究動向調査研究に係る経費については、平成23年2月の運営委員会でその取扱いを審議し、一律支給を止め、実施計画書を精査した上で研究費を支給することとした。
03 研究者養成のための資金の支給、学術に関する国際交流の促進等、その他事業	事業の廃止・縮減を含めた整理合理化	22年度から実施	国際交流事業の廃止・縮減を含めた整理合理化など見直しを行う。特に、外国開催国際研究会派遣、拠点大学交流事業については平成22年度で廃止する。アジア研究教育拠点事業等のアジア関係事業の統合・メニュー化、及び、論文博士号取得希望者への援助の在り方については平成23年度中に検討し、結論を得て、平成24年度から実施する。また、産学協力総合研究連絡会議等の運営の在り方については平成22年度中に検討する。	1a	・外国開催国際研究会派遣、拠点大学交流事業については平成22年度で廃止した。 ・国際交流事業については、平成23年5月に基本的な方向性をとりまとめ、先端研究拠点事業、アジア研究教育拠点事業及びアジア・アフリカ学術基盤形成事業の3事業を統合し、平成24年度から研究拠点形成事業として開始することにより、審査等の事業実施に係る経費を12,750千円削減した。また、論文博士号取得希望者への援助の在り方については、支援対象年齢の引き下げなどの申請に関する要件の厳格化とともに、5年から3年への支援期間の短縮・40人から30人への採用人数の抑制により、平成24年度募集分から事業実施に係る経費を10,200千円削減した。 ・各産学協力委員会の設置継続審査を担当する産学協力総合研究連絡会議の委員について、平成22年度中に、産業界委員4名増を図ることにより、学界と産業界の委員数が同数程度となるようその構成を見直し、学界・産業界のニーズに、より適切に応えられるようにした。

【資産・運営等の見直し】

	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等
04	一番町事務所、一番町第二事務所の移転集約化	22年度以降実施	一番町にある2か所の国内事務所について移転・集約化の可能性を検討する。	1a	・平成23年2月に、一番町にあった2つの事務所の集約化・合理化を行った。その結果、年間の賃貸料約2億円の節減を実現した。
05	事務所等の見直し 海外事務所の見直し	22年度中に実施	北京、バンコクの海外事務所を他の研究開発法人等と共有化するなど、海外事務所の廃止又は他機関事務所との共有化を更に進めるための検討を行い、具体的な結論を得る。	1a	・北京研究連絡センターについては、引き続き大学等との共同利用を推進している。 ・バンコク研究連絡センターについては、日本学生支援機構バンコク事務所と平成22年度末に共有化について合意し、平成24年3月より事務所の共用を開始した。 ・平成23年4月より宇宙航空研究開発機構バンコク事務所との会議室の共用を開始し、継続している。

文部科学省	理化学研究所
-------	--------

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等
01	新たな研究領域を開拓し科学技術に飛躍的進歩をもたらす先端的融合研究の推進				○平成23年度予算にあたっては、理事長のガバナンスの下、事業を全般的に見直し、研究課題や研究チームの廃止（△1,682,014千円）や業務効率化（△753,811千円）等削減を行った上で予算の重点化を行った。（平成23年度予算 政府支出金ベース：88,194,542千円（前年比△3,673,284千円；前年比△4.0%）） さらに平成24年度予算においても同様に研究課題やチームの廃止（△1,869,878千円）等削減を行い重点化を進めた。（平成24年度予算 政府支出金ベース：84,672,034千円（前年比△3,522,508千円；前年比△4.0%））
02	国家的・社会的ニーズを踏まえた戦略的・重点的な研究開発の推進	研究プロジェクトの重点化	23年度から実施	2a	○分子イメージング研究については、放医研との整理・統合に向け平成22年12月以降、有識者、文科学、放医研及び理研の関係者にて検討を行い、理研においては、第3期中期計画が始まる平成25年度以降、創業候補となる化合物探索に不可欠な技術開発に特化する事とした。これに先行して、平成23年度限りで、放医研が優位性を有する一部の研究領域「高比放射能関連技術研究（少量で微細な生体反応の画像化を可能にする技術開発）（平成23年度予算：13,000千円）」は廃止した。 ○ナノテクノロジー関連研究においては、平成22年9月に、理化学研究所と物質・材料研究機構における効果的・合理的な研究推進の在り方等を検討するため、従来の研究者レベルの交流に加えて理事レベルの連絡会を設置。同連絡会を通じて研究テーマ、進捗状況等に関する情報共有等を行い、より緊密な連携体制を構築している。また、平成23年度限りで「次世代ナノサイエンス・テクノロジー研究（平成23年度予算：234,399千円）」を廃止した。 ○委託業務については、SPring-8運営における委託業務の在り方について、公認会計士など外部有識者による検討委員会を設置して総合的な評価を実施。その評価結果（平成22年12月付）を踏まえ、契約を分割して競争的環境の強化を図った。具体的には、競争性が見込まれる業務（建物・設備等の運転・保守業務、放射線管理補助業務）を個別に入札した。結果、それぞれ複数応募となり、従前の一者応募であった契約とは別の業者が落札した。 さらに、H24年度からは、上記に加えて広報業務の一部を個別に入札し、委託経費の縮減に努めた。
03	最高水準の研究基盤の整備・共用・利用研究の推進				
04	研究環境の整備・研究成果の還元及び優秀な研究者の育成・輩出等	委託業務の経費縮減	23年度中に実施	1a	○平成23年度予算において、研究体制の見直し等による効率化による削減を行った。 ※植物科学研究事業 H22年度：1,248,435千円→H23年度：1,126,076千円（△122,359千円） ※バイオリソース事業 H22年度：3,126,277千円→H23年度：2,993,771千円（△132,506千円）

【資産・運営等の見直し】

	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等
05	保有資産の見直し	板橋分所	23年度以降実施	2a	理研内部の検討委員会「支分所等整理合理化検討委員会」において「板橋分所」についての議論をこれまでに5回実施し、資産処分を踏まえた代替措置など具体的な検討を進めており、本中期目標期間末までに、所要の結論を得ることとしている。
06	事務所等の見直し	東京事務所の廃止	23年度中に実施	1a	東京事務所（丸の内）については廃止し、平成23年3月末までに、原子力研究開発機構、海洋研究開発機構と同一のビル内に移転し、一部会議室の共用化を図るなど、事務所に係る規模・経費を合理化して縮小した。なお、これに伴い事務所に係る経費が年間△15,927千円縮減された。
07	海外事務所の見直し	海外事務所の見直し	23年度から実施	1a	中国事務所については、平成22年12月に開設許可を受領したことにより、準備室を廃止して理化学研究所北京事務所を設置。平成23年4月から、科学技術振興機構北京事務所との共用を行っている。
08	職員宿舎の見直し	借上宿舎数、自己負担率の見直し	23年度から実施	2a	職員宿舎の借上宿舎数、自己負担率の見直しについて、管理部門の経費を縮減する観点から扱いを検討する。
09	取引関係の見直し	SPring-8の業務委託見直し	23年度から実施	1a	委託業務については、SPring-8運営における委託業務の在り方について、公認会計士など外部有識者による検討委員会を設置して総合的な評価を実施。その評価結果（平成22年12月付）を踏まえ、契約を分割して競争的環境の強化を図った。具体的には、競争性が見込まれる業務（建物・設備等の運転・保守業務、放射線管理補助業務）を個別に入札した。結果、それぞれ複数応募となり、従前の一者応募であった契約とは別の業者が落札した。 さらに、H24年度からは、上記に加えて広報業務の一部を個別に入札し、委託経費の縮減に努めた。
10	調達に係るベストプラクティスの抽出と実施		23年度中に実施	1a	平成23年2月から開催された研究開発事業に係る調達に関する連絡会議（関係府省）及び検証会議（関係法人）において、研究開発の特性に応じた調達の在り方について検討・情報共有を行い、平成23年12月に「研究開発事業に係る調達の在り方について（中間整理）」を取りまとめた。また、文部科学省所管の8法人で設置した研究開発調達検討会においても、ベストプラクティスの抽出・実行について、契約額の適正化、競争性の向上等の具体策の検討を行い、平成24年1月に検討結果を取りまとめた。これらを受けて、納入実績に係るデータベースの運用等、具体的な取組を開始したところ。今後とも、研究成果の最大化と調達の効率化を実現するため、不断にベストプラクティスの抽出・実行を継続することとしている。

11	人件費の見直し	ラスパイレシ指数の低減	22年度から実施	管理職手当の見直し等によりラスパイレシ指数を引き下げる取組を着実に実施するとともに、人件費全体の抑制を更に図る。	2a 国民の理解と納得が得られるよう、給与改定や期末手当の見直し等を実施し、これまで中期計画において給与水準の適正化目標として掲げたラスパイレシ指数を達成してきたところであり、平成24年度においても直近の指数に係る検証結果を念頭に、政府方針を踏まえた取組を労使協議して進めていく。 なお、中期計画に記載したラスパイレシ指数の引き下げ目標（平成22年度において120以下）については、達成済み（平成22年度：113.9）である。 また、役員について平成24年4月より臨時特例措置を実施している。職員については、国家公務員に準じた取扱となるよう取り組んでいるが、労働組合の合意は得られていない。
----	---------	-------------	----------	--	--

文部科学省	宇宙航空研究開発機構
-------	------------

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等
01 衛星による宇宙利用	研究プロジェクトの重点化 民間資金の一層の活用	23年度から実施	研究プロジェクトについて、優先度を踏まえた上で整理統合を行い、重点化する。特に、航空機技術に関する開発事業については、安全や環境に関連するものへの重点化を進める。飛行船関連事業については廃止する。また、研究の実施に際し資金調達を多様化するなど、民間資金を一層活用する具体的方策について検討する。また、後年度の資金計画及び平成23年度予算については、平成22年11月の事業仕分けの結果（「資金計画の見直し」及び「予算要求の縮減」）を踏まえ、適切に対応する。	2a 一部措置済	・優先度を踏まえた事業の整理統合については、平成23年度において先行的研究と萌芽的研究の2つの基礎研究プログラムを整理統合し、予算規模を縮小した（平成23年度予算：400百万円、平成22年度予算：414百万円）。
02 宇宙科学研究・宇宙探査					・研究プロジェクトの重点化については、宇宙基本計画（平成21年9月 宇宙開発戦略本部決定）を踏まえつつも、平成23年度においては概算要求段階で、国際宇宙ステーション計画等の国際協力上重要なプロジェクトや、小惑星探査等の我が国が強みを持つ分野のプロジェクトに優先的に取り組むこととし、平成23年度に予定されていた新規プロジェクトは小惑星探査機「はやぶさ2」を除き全て着手を見送った。 【参考】着手を見送った新規プロジェクト ・月周回衛星SELENE 2 ・小型科学衛星2号機 ・次世代赤外線天文衛星SPICA 等
03 国際宇宙ステーション					・航空機技術に関する研究開発事業については、引き続き安全や環境に関連するものへの重点化を実施する。
04 宇宙輸送					・飛行船関連事業については、平成22年度末をもって廃止した。
05 航空科学技術事業					・民間資金を一層活用する具体的方策については、衛星運用に民間資金を活用する方策として、平成23年4月から陸域観測技術衛星「だいち」（ALOS）の観測運用やデータ処理・提供を民間事業者が実施する仕組み（パブリック・プライベート・パートナーシップ：PPP）を開始した。さらに、超高速インターネット衛星「きずな」（WINDS）による社会化実験の一部を当該実験参加者の費用負担する仕組みを構築し実験を平成24年6月より開始した。
06 宇宙航空技術基盤の強化					・事業仕分け（平成22年11月）結果への対応については、平成23年度予算について衛星運用費の削減や維持運営費の効率化、事業の見直し等による予算縮減を行うことで、平成22年度予算水準である1,866億円まで抑制した（前年度補正予算を含む）。後年度資金計画については、平成24年度予算は1,834億円（平成23年度補正予算を含む）であり、平成22年度予算水準を維持している。
07 JAXA i（広報施設）の運営	廃止	22年度中に実施	現行JAXA iを廃止する。	1a	平成22年12月28日に閉館した。原状回復のうえ、平成22年度末をもって賃貸借を終了した。

【資産・運営等の見直し】

	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	
08	JAXA i（広報施設）の廃止	22年度中に実施	現行JAXA iを廃止する。	1a	平成22年12月28日に閉館した。原状回復のうえ、平成22年度末をもって賃貸借を終了した。	
09	東京事務所の見直し	24年度中に実施	効率化の観点から、東京事務所（丸の内）と大手町分室（丸の内）の整理統合を実施する。	2a	平成24年度末迄に東京事務所（丸の内）及び大手町分室（丸の内）について、整理統合を行い移転し、借上げ費用の一層の削減を図る。	
10	事務所等の見直し	鹿児島厚生施設の廃止	22年度中に実施	鹿児島厚生施設を廃止する。	1a	平成23年2月に廃止し、原状回復のうえ、平成22年度末をもって賃貸借を終了した。
11		名古屋駐在員事務所の廃止	23年度中に実施	名古屋駐在員事務所を廃止する。	1a	平成22年度末をもって廃止し、原状回復のうえ、平成23年4月末をもって賃貸借を終了した。
12		海外事務所の見直し	22年度中に実施	ワシントン、バリの駐在員事務所を他の研究開発法人の海外事務所と共用化するなど、駐在員事務所の廃止又は他機関事務所との共用化を進めるための検討を行い、具体的な結論を得る。	1a	・バリの駐在員事務所については、科学技術振興機構及び日本原子力研究開発機構のバリ事務所と、次期賃貸借契約更新時（平成26年5月）に共用化することとし、具体的な協議を継続している。 ・ワシントン駐在員事務所については、日本原子力研究開発機構のワシントン事務所と、次期賃貸借契約更新時（平成27年3月）に共用化することとし、具体的な協議を継続している。
13	取引関係の見直し	調達に係るベストプラクティスの抽出と実施	23年度中に実施	経費節減の観点から、研究開発等の特性に応じた調達の仕組みについて、他の研究開発法人と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。	1a	平成23年2月から開催された研究開発事業に係る調達の在り方に関する連絡会議（関係府省）及び検証会議（関係法人）において、研究開発の特性に応じた調達の在り方について検討・情報共有を行い、平成23年12月に「研究開発事業に係る調達の在り方について（中間整理）」を取りまとめた。また、文部科学省所管の8法人で設置した研究開発調達検討会合においても、ベストプラクティスの抽出・実行について、契約額の適正化、競争性・透明性の向上等の具体策の検討を行い、平成24年1月に検討結果を取りまとめた。これを受けて、納入実績に係るデータベースの運用等、具体的な取組を開始したところ。今後とも、研究成果の最大化と調達の効率化を実現するため、不断にベストプラクティスの抽出・実行を継続することとしている。

14	人件費の見直し	ラスパイレシ指数の低減	22年度から実施	管理職手当の見直し等によりラスパイレシ指数を引き下げる取組を着実に実施するとともに、人件費全体の抑制を更に図る。	<p>・事務・技術職員のラスパイレシ指数を平成22年度において120以下とするという中期計画における目標は1年前倒しで達成した。(平成22年度の事務・技術職員のラスパイレシ指数:118.6)</p> <p>なお、給与水準を適正化するために講じた措置は次のとおりである。</p> <p>①平成23年度から地域調整手当を一律5%（ただし、東京都特別区のみ6%）としている。</p> <p>②国と同様に支給されている特勤勤務手当に準ずる手当（種子島：6%、臼田：5%）を、平成21年度より段階的に減額し、平成22年度限りで廃止</p> <p>③管理職について、国に比べて期末手当支給月数の0.15月削減（6月期0.045月削減、12月期0.105月削減）</p> <p>④平成23年度から、専門業務手当を主任手当に改変し、段階的な削減（支給単価平成23年度比：平成25年度2.5%減、平成26年度5.0%減）を行っている。</p> <p>⑤平成24年3月から、職責手当（管理職手当）を見直し、削減（支給単価23年度当初比：約6%減）を行っている。</p> <p>・国家公務員の「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」の改正に準拠し、</p> <p>①人事院勧告に伴う給与改定により役員の本給を平均△0.5%減額した。</p> <p>②国家公務員の給与の臨時特例に伴う役員給与の臨時特例により役員の本給、地域手当及び期末特別手当を△9.77%減額した。</p>
----	---------	-------------	----------	--	---

文部科学省	日本スポーツ振興センター
-------	--------------

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等
01 ナショナルスタジアムの運営・提供等に関する業務	自己収入の拡大	23年度中に実施	代々木競技場の売店設置料金に売上比例方式の導入を図る。	1a	24年3月に施設利用規程を改正し、売店設置料金に売上比例方式を導入した。
02 国際競技力向上のための研究・支援等業務	自己収入の拡大	23年度中に実施	西が丘サッカー場の命名権の売却や固定広告物の掲示等の導入を図る。	1a	命名権及び固定広告物を掲示する権利の包括的な売却を実施し、24年3月に契約を締結した。 ・名称 「味の素フィールド西が丘」 ・期間 5年間（平成24年5月1日～平成29年4月30日） ・対価 年額15,000千円（税抜）
03 スポーツ振興投票業務	事業の効果的・効率的な実施	22年度から実施	引き続き事業の効果的・効率的な実施を図る。	2a	22年度は、スポーツ振興投票業務については、銀行と連携したインターネット経由の販売やコンビニエンスストア網を活用した販売を進め、事業の効果的・効率的な実施を図った。また、助成の審査対象項目を整理するなど効率化の取組を行った。23年度は、助成交付申請の前に行っていた交付要望手続及び交付内定手続を省略して簡素化するとともに、スポーツ基本法の成立を受けた助成内容の改善、東日本大震災の緊急復興支援を実施するなど、事業の効果的・効率的な実施を図った。24年度は、助成手続の更なる簡素化を進めるなど、引き続き事業の効果的・効率的な実施を図る。
04 スポーツ振興基金等業務					
05 災害共済給付業務、学校安全支援業務	学校安全支援業務のうち、食の安全課が行う業務は原則として廃止	23年度中に実施	学校安全支援業務のうち、食の安全課が行う業務は廃止する。検査・研修施設も廃止する。ただし、実際に食中毒が発生した場合に係る業務は、保健所や関係機関等と調整を行いつつ、必要最小限の機能については同一法人内の他部局等へ移管・統合する（ただし、へき地における食に関する支援事業については24年度末までに実施する。）。	1a	23年度中に食の安全課が行う業務及び施設を廃止した。併せて、実際に食中毒が発生した場合に係る業務は、必要最小限の機能について同一法人内の他部局へ移管・統合した。へき地における食に関する支援事業については、24年度まで移管・統合部局において実施する。

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	
06 不要資産の国庫返納	検査・研修施設	24年度中に実施	検査・研修施設（阿佐谷）については国庫納付する。	2a	24年度中の国庫納付に向けて、認可申請の手続きを進めている。
07 事務所等の見直し	海外事務所の見直し	24年度中に実施	ロンドンオリンピック終了後の業務縮小に伴い、他機関事務所との共用化を含め、海外事務所の在り方を検討する。	3	24年度中に、ロンドンオリンピック終了後の業務縮小に伴い、他機関事務所との共用化を含め、海外事務所の在り方を検討する。

文部科学省	日本芸術文化振興会
-------	-----------

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等
01 芸術文化活動に対する支援	事業の優先度を踏まえた重点化	23年度中に実施	事業の優先度を踏まえ、伝統芸能伝承者養成事業への重点化を行う。	1a	平成22年度から平成23年度にかけて運営費交付金全体が削減される中で（平成22年度：10,570,054千円、平成23年度：10,244,081千円（▲325,973千円））、事業の優先度を踏まえ、平成22年11月にユネスコ無形文化遺産として登録された沖繩の組踊について、平成23年度より新たに既成者研修（新規事業規模約2,500千円）を開始するなど、伝統芸能伝承者養成事業への重点化を行った。
02 伝統芸能の公開及び現代舞台芸術の公演					自己収入の拡大を図るため、寄付金収入・事業への支援・公演の入場料・施設貸付料の増大等に引き続き努力する。 寄付金収入 平成22年度：613千円、平成23年度：2,036千円（+1,423千円） 事業への支援 平成22年度：23,874千円、平成23年度：32,506千円（+8,632千円） 公演の入場料 平成22年度：1,802,206千円、平成23年度：1,784,796千円（△17,410千円） 施設貸付料 平成22年度：593,064千円、平成23年度：588,182千円（△4,882千円） ※平成23年度公演の入場料や施設貸付料は、東日本大震災の影響で公演時間の変更、節電等によりチケットの払い戻し、施設貸与のキャンセル等があったため減少している。
03 伝統芸能の伝承者の養成及び現代舞台芸術の実演家その他の関係者の研修	自己収入の拡大	23年度中に実施	自己収入の拡大を図るため、引き続き寄付金収入の増加等に取り組む。	1a	・寄付金増額への取組 信託銀行と提携し、社会貢献活動に取組む団体からの寄付を目的とした「社会貢献寄付信託（文化分野）」を開始するとともに（平成23年4月）、寄付受入に向け関係機関と連携し広報活動を行っている。また、新たに「芸術文化振興基金賛助会員制度」を立ち上げ（平成23年7月）、寄付金の増額に向け環境を整備した。 ・公演への支援・協力獲得 文化庁芸術祭受託・協賛、鑑賞教室公演への自治体・旅行社の後援・協力等の他、特別企画公演（平成23年9月）における「東京文化発信プロジェクト」主催団体との共催、琉球芸能公演（平成24年3月）への2社特別協賛等を得た。 ・公演入場料の増大 国立劇場開場45周年記念公演（平成23年9月から平成24年4月）を実施した他、歌舞伎、文楽等での上演演目の充実を図った（新歌舞伎、復活、通し、上演機会の少ない優秀作品の上演等）。また、ホームページのリニューアル（平成23年4月）、携帯電話で閲覧可能なホームページの公開（平成23年10月）、メールマガジンの配信等により情報提供の体制を整備するとともに、小学生用の「ぶんらくの本」、「のう・きょうげんの本」や組踊鑑賞教室紹介DVDを作成配布し、観客層の拡大を図った。
04 伝統芸能及び現代舞台芸術に関する調査研究の実施並びに資料の収集及び活用					自己収入の拡大を図るため、引き続き寄付金収入の増加等に取り組む。

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等
05 制度の見直し	22年度から実施	国の負担を増やさない形での事業の充実に向けて、制度の在り方を検討する。	2a	「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」（平成24年1月閣議決定）を踏まえ、独立行政法人国立美術館及び独立行政法人国立文化財機構との統合及びその際の事業の充実に向け、制度設計・運用に関する検討を進めている。
06 組織体制の整備	23年度中に実施	新国立劇場及び国立劇場おきなわについて、新国立劇場運営財団及び国立劇場おきなわ運営財団への委託が実施されているが、法人が直営する場合との比較を含め、将来の運営体制についての検討を行い、結論を得る。	1a	平成23年6月、「新国立劇場及び国立劇場おきなわの運営の在り方に関する検討会」が取りまとめた「論点整理」の結論として、新国立劇場及び国立劇場おきなわの今後の運営に関しては、現行の財団運営委託による運営体制を維持することを基本としつつ、業務遂行上の諸課題については、振興会及び両財団が適切な役割分担の下、その改善・解決に努めるべきものとされた。

文部科学省	日本学生支援機構
-------	----------

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等
01 奨学金貸与事業	減額返還制度の導入	22年度中に実施	経済的理由による返還猶予者に対し、減額返還の仕組みを導入する。	1a	22年12月に関係法令（政令等）を改正し、23年1月から減額返還の仕組みを導入し、23年度末までに4,630人の承認を行った。
02 留学生支援事業	留学生宿舎等（国際交流会館等）の設置・運営の廃止	23年度中に実施	大学・民間等への売却を進め、平成23年度末までに廃止する。	2a	大学・民間等を対象に施設売却についての一般競争入札を実施し、仙台第一（宮城県仙台市）、仙台第二（宮城県仙台市）、駒場（東京都目黒区）、祖師谷（東京都世田谷区）、大阪第一（1号館）（大阪府吹田市）、大阪第一（2号館）（大阪府吹田市）、広島（広島県広島市）の各国際交流会館については、23年度中に当該地域の大学（国立大学法人及び学校法人）へ売却した。 ※一般競争入札によっても買い手のつかなかった会館については、「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」（24年1月20日閣議決定）において「やむを得ない事情により売却が困難なものについては廃止の進め方について現行中期目標期間終了時までには結論を得る」こととされている。 <参考>売却先の決定していない会館等：札幌（北海道札幌市）、金沢（石川県金沢市）、兵庫（兵庫県神戸市）、福岡（福岡県福岡市）、大分（大分県別府市）の各国際交流会館及び東京国際交流会館（東京都江東区）
	留学情報センターの廃止	22年度中に実施	留学情報センター（東京・神戸）は廃止する。	1a	22年度末に留学情報センター（東京・神戸）を廃止。
	私費外国人留学生学習奨励費の見直し	23年度中に実施	成果検証を厳しく行うとともに、渡日前の予約採用の拡充を図る。さらに、留学生借上げ宿舎支援事業等を統合し、奨学金を中心とした私費外国人留学生等奨励費給付事業として運営する。	1a	私費外国人留学生学習奨励費の成果検証を行うため、21年度学習奨励費受給者のうち最終年次者の進路状況調査及び22年度学習奨励費活用状況等調査を実施した。調査結果については、「私費外国人留学生学習奨励費給付制度成果検証委員会」において分析し、事業の成果検証を行い、24年3月に、学習奨励費の存在意義は極めて高いとの検証結果を取りまとめた。 当該委員会における提言を踏まえ、24年度から、学習奨励費の受給条件に卒業後の進路状況等調査に協力することを加えるとともに、国際的な大学間交流による教育環境の整備等に努めている大学に対して重点配分を行っていくこととした（24年度秋季より実施予定）。 また、渡日前の予約採用の拡充について、22年度に、渡日前入学許可で大学等に入学する者で、大学等から成績優秀者として推薦を受けた者を予約者とする制度を、23年4月入学者から対象として新たに設置した。それを受け、23年度春季入学者560名、23年度秋季入学者999名、24年度春季入学者549名を、大学推薦渡日前入学者枠として決定した。 なお、留学生借上げ宿舎支援事業については、23年度から、私費外国人留学生学習奨励費の予約者及び採用者を優先して支援する方法に改め、私費外国人留学生学習奨励費の推薦時期に併せて募集を行っている。
03 学生生活支援事業	学生支援情報データベースの廃止	22年度中に実施	学生支援情報データベースを廃止する。	1a	22年12月に学生支援情報データベースを廃止。
	冊子「大学と学生」の廃止	22年度中に実施	冊子「大学と学生」を廃止する。	1a	22年度末に冊子「大学と学生」を廃止。
	研修事業の重点化、有料化	23年度中に実施	研修事業については、真に必要な研修会に厳選するとともに研修の有料化を検討する。	1a	機構に設置した外部有識者より構成される「学生生活支援事業のあり方に係る有識者会議」による検討結果を踏まえ、研修事業委員会を設置し検討を行い、研修事業のさらなる厳選（22年度において4領域11事業であった研修事業について24年度から3領域5事業に厳選）を行うとともに、24年度から就職・キャリア支援研修会〔専門コース〕を有料化（受講料5千円）することとした。
	各種調査の重点化	23年度中に実施	各種調査については、厳選・分類し、当該調査を必要とする事業の一環として実施する。	1a	機構内で各種調査の厳選・分類に向けて検討し、各種調査の重点化に向けた見直しの方向性を定め（23年12月）、学生の生活に関する各調査について調査項目の厳選・見直しや調査工程の短縮化を行うなど、調査ごとに当該調査を必要とする事業の一環として実施した。

【資産・運営等の見直し】

	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等
04	国際交流会館等	23年度以降実施	国際交流会館等（13か所）の譲渡により生じた収入の額は、政府支出の比率に応じて国庫納付する。	2a	23年度中に一般競争入札により譲渡先が決定した国際交流会館等（7か所、8施設）については、24年4月13日に政府支出の比率に応じて国庫納付した。
05	保有資産の見直し 職員宿舎	23年度以降実施	職員宿舎（7か所）については、真に必要な宿舎以外のものは売却を検討する。売却収入については、国庫納付する又は貸倒引当財源に係る国庫の負担軽減に資する形で活用をする。	2a	閉鎖した職員宿舎のうち、奨学金貸与事業の貸倒引当金充当に必要な額以上での売却の見込みが立った高円寺宿舎（東京都杉並区）については、23年3月に売却・引渡を実施し、豊田宿舎（東京都日野市）及び百合丘第二・第三宿舎（神奈川県川崎市）については、24年4月に売却・引渡を実施した。また、鳴子宿舎（愛知県名古屋市中区）については、奨学金貸与事業の貸倒引当金充当に必要な額以上での売却の見込みが立ったことから、売却のための一般競争入札の実施に向けた作業を進めている。 なお、閉鎖中の鳴子宿舎及び香里宿舎（大阪府枚方市）に加えて、23年度末に閉鎖した田代宿舎（愛知県名古屋市中区）及びさつき丘宿舎（大阪府枚方市）については、物件概要の整理を行い、24年5月11日付けで機構ホームページにおいて売却検討中の宿舎としての概要を掲載し、外部からの照会対応を通じて購入検討者の情報収集を行っている。

06		市谷事務所の在り方を検討	24年度中に実施	市谷事務所の在り方については、国際交流会館等の廃止、経済合理性等を勘案しつつ、検討し、一定の結論を得る。	2a	市谷事務所の在り方については、経済合理性等を勘案しつつ、施設及び設備に関して都内事務所等の集約化を含めて検討し、引き続き必要な調査を行い、保有形態等の方向性について調整を図り、24年度中に得る結論を踏まえ、必要となる施設の整備を推進する。
07	事務所等の見直し	海外事務所の見直し	22年度中に実施	バンコク事務所を日本学術振興会と共用化するなど、海外事務所の廃止又は他機関事務所との共用化を進めるための検討を行い、具体的な結論を得る。	1a	バンコク事務所については、日本学術振興会バンコク研究連絡センターと平成22年度末に共用化について合意し、平成24年3月より事務所の共用を開始した。
08		東海北陸支部（分室）の在り方を検討	23年度以降実施	東海北陸支部（分室）について、廃止も含めて検討する。	1a	23年度末に東海北陸支部（分室）（愛知県名古屋市）を廃止。

文部科学省	海洋研究開発機構
-------	----------

【事務・事業の見直し】

事務・事業		講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等
01	地球環境変動研究	研究プロジェクトの重点化	23年度から実施	研究プロジェクトについて、優先度を踏まえた上で整理統合を行い、重点化する。特に、次世代モデル研究については見直しを行う。また、地震研究については、防災科学技術研究所との統合を念頭に、更に緊密な連携を進める。さらに、プレカンプリアンエコシステムラポユニットに関する研究について、その内容を見直す。	2a	平成22年度は、機構が実施する研究プロジェクトについて成果の社会的利用を見据えた形で、重点化を図った。具体的には、これまで実施してきた深海無人探査機の技術開発について、長距離用燃料電池システム、高強度浮力システム、高強度ケーブル等の要素技術開発を廃止し、海洋資源探査に特化した技術開発を行うことに重点化することにより、670,635千円を削減した。さらに、5～10年先に予想されるコンピュータ性能の向上を見越した次世代モデル研究については、これを廃止し、これまでに得られた成果を地球温暖化予測研究に集約化し、科学的信頼性の高い局地的な温暖化評価に必要となる気候・環境予測に関するモデル開発を行う内容に見直しした。その結果、14,507千円を削減した。また、プレカンプリアンエコシステムラポユニットについては、内容を大幅に見直し、地球内部の活動が地球環境に与える影響等の地質学的な研究を廃止し、深海底の微生物とその生息環境に関する生物学的な観点からの研究に重点化する。その結果、12,638千円を削減している。地震研究については、防災科学技術研究所との情報流通の相互連携を図るため、地震・津波観測監視システムに係る観測データ等の相互交換に関する協定書を平成23年3月1日に締結し、平成23年度より同協定に基づき両者の地震観測に係る伝送システムを統合して地震観測データについてリアルタイムで共有している。なお、当機構は独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針（平成24年1月20日閣議決定）により、平成26年4月に新たな法人制度及び組織に移行することを目指して、文部科学省所管の他の4法人（物質・材料研究機構、防災科学技術研究所、科学技術振興機構、理化学研究所）と統合するなど措置を講ずることとなっている。
02	地球内部ダイナミクス研究					
03	海洋・極限環境生物圏研究					
04	海洋に関する基盤技術開発					
05	深海地球ドリリング計画推進		23年度中に実施	深海地球ドリリング計画推進及び地球内部ダイナミクス研究については、平成21年11月の事業仕分けの結果を踏まえ、より一層の効率的・効果的な実施に努めることとする。	1a	地球内部ダイナミクス研究については、平成21年度の事業仕分けを受け、人件費等の固定経費を除いた研究費について半減とし、平成22年度要求額より202,141千円を削減したところ。また、平成22年度の指摘を受け、研究費のさらなる削減を図り、平成23年度要求額より19,988千円を削減した。（平成23年度予算額は、平成21年度予算額と比較して、248,678千円を削減）深海地球ドリリング計画推進については、平成21年度の事業仕分けを受け、日米を中心とする24カ国が参加する国際約束（統合国際深海掘削計画）に反しない範囲で運航関連経費などを削減し、平成22年度要求額より539,014千円を削減したところ。また、平成22年度の指摘を受け、同国際約束の履行に支障のない範囲で、国内研究者に対する支援体制を見直すとともに、外国人掘削要員から人件費単価の安い日本人掘削要員への変更をより一層進めるなどにより、平成23年度要求額より202,569千円を削減した。（平成23年度予算額は、平成21年度予算額と比較して、1,862,134千円を削減）
06	地球シミュレータ計画推進					
07	科学技術に関する研究開発又は学術研究を行う者等への施設・設備等の共用					

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置		実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	
08	事務所等の見直し	東京事務所の廃止	23年度中に実施	東京事務所（西新橋）を廃止し、他法人の類似の事務所と共用化する。	1a	東京事務所（西新橋）については廃止し、平成23年3月末までに、日本原子力研究開発機構、理化学研究所と同一のビル内に移転し、一部会議室の共用化を図るなど、事務所に係る規模・経費を合理化して縮小した。その結果、経費が1年当たり63,423千円削減された。
09	海外事務所の見直し	海外事務所の見直し	22年度中に実施	ワシントン事務所について、廃止又は規模縮小及び他の研究開発法人との共用化を進めるための検討を行い、具体的な結論を得る。	1a	ワシントン事務所については、平成23年3月末に廃止した。その結果、経費が1年当たり29,060千円削減された。
10	取引関係の見直し	調達に係るベストプラクティスの抽出と実施	23年度中に実施	経費節減の観点から、研究開発等の特性に応じた調達の仕組みについて、他の研究開発法人と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。	1a	平成23年2月から開催された研究開発事業に係る調達の在り方に関する連絡会議（関係府省）及び検証会議（関係法人）において、研究開発の特性に応じた調達の在り方について検討・情報共有を行い、平成23年12月に「研究開発事業に係る調達の在り方について（中間整理）」を取りまとめた。また、文部科学省所管の8法人で設置した研究開発調達検討会においても、ベストプラクティスの抽出・実行について、契約額の適正化、競争性・透明性の向上等の具体策の検討を行い、平成24年1月に検討結果を取りまとめた。これを受けて、納入実績に係るデータベースの運用等、具体的な取組を開始したところ。今後とも、研究成果の最大化と調達の効率化を実現するため、不断にベストプラクティスの抽出・実行を継続することとしている。
11	人件費の見直し	ラスバイレス指数の低減	22年度から実施	管理職手当の見直し等によりラスバイレス指数を引き下げ取組を着実に実施するとともに、人件費全体の抑制を更に図る。	2a	平成22年度は、国家公務員の給与改定に準じて本給を引き下げ、さらに期末手当の支給月数の引下げ等を実施するとともに、管理職職員数を削減した。また、平成22年度は特別昇給についても廃止し、平成23年度より人事評価による抑制的昇給制度を導入した。この結果、中期計画では事務・技術職員の給与については平成22年度におけるラスバイレス指数を116.4未満としているところ、平成22年度の実績として114.1を達成しており、今後とも更なるラスバイレス指数の低減に向けた措置を実施する予定。また、平成24年4月より、役員及び一部管理職に対し、「国家公務員の給与の臨時特例法」に準じた給与の減額を開始し、さらに全定年制職員について同7月からの実施を決定したところ（人事院勧告については遡及して実施）。なお、給与水準の適正化に向けた措置については、監事監査規程等に基づく監事による監査、独法評価委員会の事後評価においてチェックを受けており、検証や取り組みの状況についても公表している。

文部科学省	国立高等専門学校機構
-------	------------

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等
01 国立高等専門学校の設置・運営	国立高等専門学校の高度化再編	22年度から実施	各地域のニーズや入学志願者の動向等を踏まえた上で、個々の高等専門学校の自主性・自律性等を尊重しつつ、引き続き国立高等専門学校の高度化再編の可能性を検討する。	2a	各高専において所在地域の自治体や企業等のニーズを懇談会やアンケート、ヒアリング等により把握しており、地域産業にかかわる新分野や融合複合新分野への展開を期待する声が多い。 入学志願者の動向について、全体の志願倍率は1.93倍と前年度とほぼ変わらず、最も低い高専1.1倍で、当該高専の所在する市区町村の公立高校の平均倍率1.0倍と同程度であった。 以上を踏まえ、より地域のニーズに適合するよう、学科の再編を含め高度化再編の可能性について検討を行っており、平成23年度に「今後の国立高等専門学校の在り方について（中間まとめ）」（素案）を作成、平成24年度初めの全国高専校長会議においてこれを示し、各高専と今後進むべき方向性について、課題認識の共有を図った。

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	
02 事務所等の見直し	東京事務所の廃止	23年度中に実施	東京事務所（田町）を廃止し、その機能を他機関事務所の機能とともに学術総合センターに集約化する。	1a	東京事務所（田町）については4月30日をもって廃止し、借上面積を縮減した上で、平成23年4月25日より他機関（物質・材料研究機構、教員研修センター、国立特別支援教育総合研究所）とともに、学術総合センターに機能を集約化した。また、集約化した他機関とともに、一部の消耗品、清掃及び廃棄物処理業務等については、共同契約を行っている。
03 保有資産の見直し	研修・宿泊施設の売却	23年度中に実施	長野工業高専黒姫団地、鳥羽商船神奈川団地を売却する。ただし、後援会からの寄付により取得した経緯に留意しつつ、売却収入の扱いについては検討する。	2b	指摘を受けた2団地（長野高専黒姫団地、鳥羽商船高専神奈川団地）については、いずれも後援会からの寄附財産であったことから、取得した経緯に留意しつつ、売却収入の扱いについて検討を行った。具体的には、当該財産の処分の取扱いを、売却収入が高専機構に残らない「不要財産の処分」とするか、半額が高専機構の収入となる「重要な財産の処分」とするかについて、関係省庁間で確認・検討を行った結果、「不要財産の処分」として取扱うこととなった。さらに寄付元である各後援会に対しその旨説明を行うなど、調整に時間を要したため売却時期が遅れたが、最終的には両後援会の合意を得た上で、平成24年3月30日付けで文部科学大臣に不要財産の処分認可申請を行った。認可後は速やかに、処分に向けた手続きを行う予定としている。 なお、不要財産の処分認可にあたり、現時点における土地の評価額を把握するため、各団地についての不動産鑑定を行っているところであり、国庫納付予定額は当該鑑定結果をもって把握する予定である。
04 職員宿舎の見直し	借上宿舎に係る上限額の設定	23年度中に実施	借上宿舎に係る上限値の設定について、管理部門の経費を縮減する観点から扱いを検討する。	1a	平成22年度中に民間借上宿舎に係る月額賃料の上限値を単身宿舎6万円、世帯宿舎10万円（東京23区内は単身宿舎8万円、世帯宿舎12万円）と設定し、独立行政法人国立高等専門学校機構借上宿舎取扱要領の所要の改正を行い、平成23年4月1日から施行した。

文部科学省	大学評価・学位授与機構
-------	-------------

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等
01 認証評価事業 (大学等の教育研究等の総合的状況に関する評価)	民間評価機関による事業実施の検討	22年度以降実施	民間評価機関による事業の実施に向けて、関係者の意見調整を図り、考え方を整理する。平成23年度から評価手数料を引き上げ、他の事業との経費を区分して収支を明らかにすることで、民間評価機関とのイコールフットディングを図る。	2a	・関係者間で意見調整を図った結果、現状では直ちに民間の評価機関のみで評価の実施を行うのは困難であり、民間評価機関のみで適切に評価の実施がなされる環境の整備のため、本機構及び民間認証評価機関との連携・協力を行っていくことが必要との結論を得た。これを受けて、本機構及び民間認証評価機関からなる「認証評価機関連絡協議会」を平成23年1月に設置し、検討を進めている。 ・平成23年度においては、民間認証評価機関の手数料に進ずるよう、大学機関別認証評価の評価手数料を引き上げた(大学:1学部あたり30万円→35万円、1研究科あたり20万円→35万円)。平成24年度においては、民間認証評価機関の会費を考慮した評価手数料引上げを行った(大学:基本費用200万円→360万円、1学部・1研究科あたり35万円→63万円、高等専門学校:基本費用160万円→240万円、1学科あたり20万円→30万円)。 ・運営費交付金については、民間評価機関とのイコールフットディングを図る観点から、平成25年度を目標として機関別認証評価事業に計上しないよう取組を進める。
02 認証評価事業 (専門職大学院の教育研究活動等の状況に関する評価)	民間評価機関による事業実施の検討	22年度中に実施	民間評価機関を含む関係者による公開の検討の場を設け、対応を検討し、結論を得る。	1b	民間評価機関を含む関係者による検討会議「独立行政法人大学評価・学位授与機構が行う認証評価事業(専門職大学院の教育研究活動等の状況に関する評価)の民間評価機関による事業実施に関する検討会議」を平成23年3月に設置し、検討を進めたところ、平成23年6月に、現状では直ちに民間の評価機関のみで評価の実施を行うのは困難であり、民間評価機関のみで適切に評価の実施がなされる環境の整備のため、本機構及び民間認証評価機関との連携・協力を行っていくことが必要との結論を得た。(震災の影響で一時的に中断したため、結論を得る時期に遅れが生じた。)これを受け、法科大学院の認証評価を行う機関(大学基準協会、日弁連法務研究財団、大学評価・学位授与機構)で構成される法科大学院認証評価機関連絡協議会を平成23年11月10日及び12月26日に開催し、評価にかかるコスト削減、評価人材の育成等、評価機関が抱える具体的な課題について評価機関の現状をもとにした意見交換など協議を行っている。
03 国立大学法人評価(中期目標期間の評価)における教育研究評価	機構が業務を独占しない評価の在り方の検討	22年末までに実施	機構が業務を独占しない評価の在り方について対応を検討する。	1a	・閣議決定については、関係評価機関から実現に向けた諸課題が指摘されたことを踏まえ、まずは、連携・共同によるノウハウの共有・蓄積等を通じ、競争的な環境の形成を図るために、認証評価機関と機構との間による「国立大学法人評価に係る教育研究評価に関する研究会」を平成23年2月に設置した。 ・これまでに、国立大学法人評価への他の認証評価機関からの参画について、認証評価機関との合意が得られ、2認証評価機関から大学評価・学位授与機構国立大学教育研究評価委員会の委員に就任した。その上で、いずれかの認証評価機関が実施した評価結果等の国立大学法人評価への具体的な活用方法等について検討を進め、検討の結果、第2期中期目標期間評価の基本方針を定める「国立大学法人及び大学共同利用機関法人の第2期中期目標期間の教育研究の状況についての評価実施要項」に認証評価に関する資料に基づき評価することを盛り込んだ。今後も、引き続き、認証評価機関との連携・共同を図っていく。
	運営体制の見直し	23年度から実施	運営体制の見直し(人員減)等により事業費を縮減する。	2a	業務の効率化、人員削減等の実施・運営体制の見直しにより、事業費の縮減を進めている。(H22年度予算 214,155千円→H23年度予算 67,512千円[対前年度比△146,643千円、△68.5%]→H24年度予算 61,243千円[対前年度比△6,269千円、△9.3%])
04 学位授与事業	自己収入の拡大	23年度から実施	省庁大学校の課程修了者に対する学位授与については、国費を投入しない。	1a	省庁大学校の課程修了者に対する学位授与の経費については、事業の効率化を図り、収支均衡を実現し、平成23年度から国費を投入しない形での事業実施を開始。(H22年度予算 39,631千円(うち運営費交付金7,282千円)→H23年度予算 31,335千円(うち運営費交付金0円)[対前年度比△8,296千円(△20.9%)])
05 調査及び研究	事業の効果的・効率的な実施	22年度から実施	引き続き事業の効果的・効率的な実施を図る。	2a	・平成22年度中に、更なる事業の効果的・効率的な実施に向けて対応を検討し、高等教育の質保証の観点から横断的・融合的な研究開発を推進し、その研究成果の事業への反映を図るため、平成23年度から「評価研究部」と「学位審査研究部」を統合し「研究開発部」に改組。 ・機構の喫緊の研究課題に迅速かつ適切に対応するため、教員及び事務職員による協働組織として企画室を設置した。(関係する事業費の削減:平成22年度予算 47,572千円→平成23年度予算 36,940千円[対前年比△10,632千円(△22.3%)]→H24年度予算 35,093千円[対前年度比△1,847千円、△5.0%])
06 情報の収集・整理・提供	既存の大学情報データベースの廃止	23年度から実施	既存の大学情報データベースについては廃止する。	1a	平成23年度末に廃止した。(平成23年度予算 20,340千円→平成24年度予算 0千円[対前年度比△20,340千円(△100.0%)])

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置		実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等
07	事務所等の見直し 東京事務所等の集約・共用化	23年度中に実施	国立特別支援教育総合研究所、物質・材料研究機構、教員研修センター、国立高等専門学校機構の事務所等を集約・共用化することとし、国立大学財務・経営センターとともに本法人が保有する学術総合センターの一部を提供する。	1a	国立大学財務・経営センターとともに大学評価・学位授与機構が保有する学術総合センターの一部を、平成23年4月から、国立特別支援教育総合研究所、物質・材料研究機構、教員研修センター、国立高等専門学校機構に提供し、これらの法人の事務所等の集約・共用化を図っている。

文部科学省	国立大学財務・経営センター
-------	---------------

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等
01 施設費貸付事業、承継債務償還	施設費貸付事業の見直し（承継債務償還については、施設費貸付事業と一体的に検討）	22年度以降実施	事業については将来的に廃止を検討するが、国立大学附属病院が直面する施設設備整備の必要性和資金調達の現状にかんがみて当面継続する。	2a	事業については将来的に廃止する方向で検討しているが、当面必要な事業を行うため24年度は関連予算を計上。（平成24年度予算：51,991,398千円[うち運営費交付金：91,398千円、財政融資資金：51,900,000千円]）
02 施設費交付事業、旧特定学校財産の管理処分、財産管理・処分・有効活用に関する協力・助言	施設費交付事業の見直し（旧特定学校財産の管理処分については、施設費交付事業と一体的に検討）	22年度以降実施	事業については将来的に廃止を検討するが、国立大学法人が直面する施設整備の必要性和資金確保の困難性等にかんがみて当面継続する。	2a	事業については将来的に廃止する方向で検討しているが、当面必要な事業を行うため24年度は関連予算を計上。（平成24年度予算：運営費交付金：38,576千円）
	事業の廃止	22年度中に実施	財産管理・処分・有効活用に関する協力・助言を廃止する。	1a	22年度限りで廃止とし、23年度予算に関連予算を計上せず。
03 高等教育に係る財政及び国立大学法人等の財務・経営に関する調査及び研究、財務・経営の改善に資するための情報提供、協力・助言	事業の廃止	22年度以降実施	高等教育に係る財政及び国立大学法人等の財務・経営に関する調査及び研究を廃止する。	1a	23年度限りで廃止とし、24年度予算に関連予算を計上せず。
		22年度中に実施	財務・経営の改善に資するための情報提供、協力・助言を廃止する。	1a	22年度限りで廃止とし、23年度予算に関連予算を計上せず。

【資産・運営等の見直し】

	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等
04 保有資産の見直し	キャンパス・イノベーションセンター	24年度以降実施	独立行政法人整理合理化計画に基づき、平成21年度より管理・運営業務を廃止し、平成23年度末までの間の経過措置として東京工業大学及び大阪大学が管理・運営業務を行っているキャンパス・イノベーションセンター（東京及び大阪）については、経過措置終了後に建物の売却や他機関への移管等を行うための準備を進める。	1a	キャンパス・イノベーションセンターについて、土地を所有し、かつ、建物を区分所有していた東京工業大学（東京地区）、大阪大学（大阪地区）に24年4月に売却した。（政府出資等に係る不要財産の売却額 東京地区：507,859千円、大阪地区：359,709千円）
05 事務所等の見直し	学術総合センター内の講堂・会議室等の売却を検討	22年度中に実施	学術総合センターの1、2階にある講堂・会議室等について、自治体・民間に売却することを含め、年度内を目途に結論をまとめる。	1a	学術総合センターの1、2階にある講堂・会議室等について、自治体・民間を含め広く売却を打診したところ、学術総合センターの区分所有権者である一橋大学のみから取得希望があり、同大学に24年5月に売却した。（政府出資等に係る不要財産の売却額 263,180千円）
06	東京事務所等の集約・共用化	23年度中に実施	国立特別支援教育総合研究所、物質・材料研究機構、教員研修センター、国立高等専門学校機構の事務所等を集約・共用化することとし、大学評価・学位授与機構とともに本法人が保有する学術総合センターの一部を提供する。	1a	大学評価・学位授与機構とともに国立大学財務・経営センターが保有する学術総合センターの一部を、23年4月から、国立特別支援教育総合研究所、物質・材料研究機構、教員研修センター、国立高等専門学校機構に提供し、これらの法人の事務所等の集約・共有化を図っている。
07 法人の見直し	事業の実施主体等に関する検討を行い結論を得た上で国立大学財務・経営センターを廃止	22年度以降実施	国立大学財務・経営センターについては、当面継続される上記事業にふさわしい実施主体の在り方やセンター債券の扱い等所要の事項に関する検討を行い、その結論を得た上で、廃止する。	2a	26年3月を目途に国立大学財務・経営センターについては廃止し、その業務のうち当面継続されるものについては、大学入試センターと大学評価・学位授与機構の統合後の法人に移管するために必要な検討を具体的に進めている。 現在、3法人との間で新法人の組織体制の在り方の検討や統合に向けて必要な作業の洗い出しを行っているところである。

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等			
01 高速増殖炉(FBR)サイクル技術	研究プロジェクトの重点化	23年度から実施	研究プロジェクトについて、優先度を踏まえた上で整理統合を行い、重点化する。特に、量子ビームテクノロジーを用いた生命科学に特化した研究については廃止する。	2a	原子力機構が推進するプロジェクトについては、東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所の事故を受け、核燃料サイクル関連研究開発を基本的に凍結し、東電福島第一原発事故対応や、安全対策・研究等に関して重点化を行っている(原子力機構予算総額▲117億円、▲6%(H23予算1,815億円→H24予算1,698億円))。現状での具体的な重点事項は以下の通り。 なお、今夏に予定されている国のエネルギー政策・原子力政策の見直し・策定を踏まえ、今後一層の研究開発の重点化を実施することとしている。 ・高速増殖炉サイクル技術については、平成24年度予算において安全対策の取組、安全確保のための設備維持の取組を最優先に実施し、一方、研究開発の凍結により予算の縮減(▲10,191,175千円、▲25%(H23予算40,221,462千円→H24予算30,030,287千円))を図った。 ・具体的には、高速増殖原型炉「もんじゅ」については、東電福島第一原発事故を踏まえた安全対策に取り組みつつ、維持管理費について安全性が確保出来ることを前提に、詳細にわたり厳密な検証を行い縮減(▲4,102,922千円、▲19%(H23予算21,591,970千円→H24予算17,489,048千円))し、高速増殖炉サイクル実用化研究開発については、維持管理など必要な取組を除いて、研究開発は凍結(▲6,685,871千円、▲67%(H23当初予算10,008,438千円→H23補正後の予算7,498,438千円→H24予算3,322,567千円))した。 ・高レベル放射性廃棄物処分技術研究開発では、原子力機構全体として福島に関する取組への重点化も考慮し、H26年度までに必要な技術基盤を整備し、地層処分事業の実施主体や、安全規制機関への成果の提供という中期計画に影響の無い範囲で、予算の縮減(▲920,004千円、▲11%(H23予算8,239,727千円→H24予算7,319,723千円))を図っている。 なお、費用負担増を伴わずにその内容に重点化が図れるよう幌延の深地層研究施設設計画では、PF1方式による研究坑道の整備等の契約の導入(民間活力導入)を行っている(平成23年2月よりPF1方式で実施、従来方式に対し総支出(現在価値換算)で約29%(約80億円)の縮減)。 ・核融合研究開発については、国際約束で進めるITER(国際熱核融合実験炉)計画及び幅広いアプローチ(BA)活動への重点化を実施しており、従来の炉心プラズマ及び核融合工学に関する研究開発を縮小(▲62,744千円、▲11%(H23予算554,523千円→H24予算491,779千円))し、 ・量子ビーム応用研究については、量子ビームの高品質化及びこれらを活用した環境・エネルギー、物質・材料等の分野における基礎基盤研究と産業利用に貢献する研究開発を実施しており、研究業務の効率化や施設運転に関わる役務人件費の見直し等により、予算を削減(▲318,529千円、▲10%(H23予算3,235,497千円→H24予算2,916,968千円))した。 なお、量子ビームテクノロジーを用いた生命科学に特化した研究については、そのH23年度予算を廃止するとともに、量子ビーム応用研究部門の該当するグループを廃止し、組織の整理統合を図った。 ▲3,059千円(H23概算要求3,059千円→H23予算0円)参考H22予算3,405千円 ・原子力基礎基盤研究では、東電福島第一原発の事故の復旧、周辺環境の修復等、国民全般のニーズを意識し、放射性物質の大気放出量推定や汚染土壌の除染法開発などの研究開発を重点化しつつ、研究業務の効率化等により予算を削減(▲487,602千円、▲26%(H23予算1,885,024千円→H24予算1,397,422千円))した。 また、安全・核不拡散研究では、東電福島第一原発の事故を受けて、軽水炉の安全性の研究、特にシビアアクシデントの進展と環境への影響を評価する手法の信頼性を高めるための研究を重点化しつつ、研究業務の効率化等により予算を削減(▲90,363千円、▲23%(H23予算400,099千円→H24予算309,736千円))した。			
02 高レベル放射性廃棄物処分技術研究開発					さらに、再処理技術開発では、東電福島第一原発事故を踏まえた安全対策等に取り組みつつ、高度化ガラス溶融炉への更新時期及び民間再処理工場のアクティブ試験の再開状況を踏まえて、ガラス固化技術に関する研究を重点的に実施しつつ、研究業務の効率化等により予算を削減(▲588,388千円、▲12%(H23予算5,012,801千円→H24予算4,424,413千円))した。 ・廃止措置・放射性廃棄物処理処分研究開発については、自らの廃止措置、処理処分に関する技術開発を着実に進めるとともに、これらの成果による東電福島第一原発の滞留水の処理から発生する二次廃棄物の処理技術開発に重点的に取り組んでおり、必要経費等の減額により予算を削減(▲4,844,416千円、▲23%(H23予算20,637,503千円→H24予算15,793,087千円))した。			
03 核融合研究開発					また、廃止措置・放射性廃棄物処理処分研究開発及び高速増殖炉サイクル実用化研究開発等については、平成22年10月の事業仕分けの結果を踏まえ、より一層の効率的・効果的な実施に努めることとする。	1a	廃止措置・放射性廃棄物処理処分研究開発については、事業仕分けの結果を踏まえて平成23年度予算要求額から削減を行った。 ▲3,783,143千円 (H23概算要求 19,901,485千円 → H23予算 16,118,342千円) 参考H22予算 14,118,608千円	
04 量子ビーム応用研究							高速増殖炉サイクル実用化研究開発については、事業仕分けの結果及び上記の重点化事項を踏まえ、平成23年度予算要求額から削減を行った。 ▲491,562千円 (H23概算要求 10,500,000千円 → H23予算 10,008,438千円) 参考H22予算 10,273,661千円	
05 原子力基礎基盤研究、安全・核不拡散研究、再処理技術開発					23年度から実施	もんじゅを軸とした高速増殖炉の開発については、必要な経費を積算段階から精査できる体制・仕組みを整えとともに、電気事業者や原子力関連事業者等の関係者による外部委員会を設置し、事業の進め方に関するガバナンスの強化を図る。	2a	高速増殖炉サイクル技術の研究開発に必要な経費を積算段階から精査できる体制・仕組みを整備するため、機構外委員を含む「高速増殖炉サイクル技術予算積算検討委員会」を設置。9月に同委員会を開催し、透明化及び合理化の観点から、積算方法及び削減方策について検証し、平成24年度に必要な経費の積算を行った。 また、高速増殖炉サイクル技術の研究開発の進め方に関するガバナンスの強化を図るため、「高速増殖炉研究開発マネジメント委員会」を平成23年12月に設置した。なお、開催時期については、今後の原子力政策の見直しの議論の状況を踏まえ引き続き検討を進める。
06 廃止措置・放射性廃棄物処理処分研究開発事業								
07 システム計算科学センターの運営					システム計算科学センターの廃止	23年度中に実施	システム計算科学センター(上野)を廃止し、その機能を東京大学内へ移転する。	1a

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置		実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	
08	不要資産の国庫返納	那珂核融合研究所未利用地	25年度以降実施	那珂核融合研究所未利用地を処分する。	3	「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」の実施時期に従って、那珂核融合研究所の未利用地は、平成25年度以降に処分を実施する。なお、処分までの間に、地元自治体から要請のあった公共事業による建設発生土を受け入れ、有利な条件での処分に効果のある環境整備（整地用の土の確保）を進めつつ、売却処分手続きに着手する。
09	事務所等の見直し	東京事務所の廃止	23年度中に実施	東京事務所（内幸町）を廃止し、他法人の類似の事務所と共用化を実施する。	1a	東京事務所（内幸町）について廃止し、その機能を、平成23年3月末に、海洋研究開発機構、理化学研究所と同一のビル内に移転し、一部会議室の共用化を図るなど、事務所に係る規模・経費を合理化して縮小した。その結果、経費が139,473千円減額された。
10		海外事務所の見直し	22年度中に実施	ワシントン、パリの海外事務所を他の研究開発法人と共用化するなど、海外事務所の廃止又は他機関事務所との共用化を進めるための検討を行い、具体的な結論を得る。	1a	原子力機構は海外事務所としてパリ事務所とワシントン事務所を設置しているが、平成23年4月より、パリ事務所については情報通信研究機構との共用化を実現した。この結果、事務所経費が5,459千円減額された（平成23年度）。また、宇宙航空研究開発機構及び科学技術振興機構と、現契約更新時（平成26年度）に事務所等を共用化することとし、具体的な協議を継続している。ワシントン事務所も、宇宙航空研究開発機構と、現契約更新時（平成27年3月）に共用化することとし、具体的な協議を継続している。
11	取引関係の見直し	調達に係るベストプラクティスの抽出と実施	23年度中に実施	経費節減の観点から、研究開発等の特性に応じた調達の仕組みについて、他の研究開発法人と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。	1a	平成23年2月から開催された研究開発事業に係る調達の在り方に関する連絡会議（関係府省）及び検証会議（関係法人）において、研究開発の特性に応じた調達の在り方について検討・情報共有を行い、平成23年12月に「研究開発事業に係る調達の在り方について（中間整理）」を取りまとめた。また、文部科学省所管の8法人で設置した研究開発調達検討会合においても、ベストプラクティスの抽出・実行について、契約額の適正化、競争性・透明性の向上等の具体策の検討を行い、平成24年1月に検討結果を取りまとめた。これらを受けて、納入実績に係るデータベースの運用等、具体的な取組を開始したところ。今後とも、研究成果の最大化と調達の効率化を実現するため、不断にベストプラクティスの抽出・実行を継続することとしている。
12	人件費の見直し	ラスパイレ指数の低減	22年度から実施	管理職手当の見直し等によりラスパイレ指数を引き下げる取組を着実に実施するとともに、人件費全体の抑制を更に図る。	2a	平成23年度は、55歳以上の本給及び諸手当の1.5%減額、期末手当の支給月数の0.025月引き下げ等により、給与水準の適正化に取り組んだ結果、ラスパイレ指数の目標や、人件費の削減目標を達成した。 平成23年度のラスパイレ指数：平成22年度（115.5）以下とするという目標に対し115.5 平成23年度の人件費：平成22年度までの5年間で5%以上削減し、平成23年度も人件費改革を継続するという目標に対し、平成23年度までの6年間で6%の削減 平成24年度以降も給与構造改革の取組を継続し、引き続き本給上昇の抑制及び管理職数の縮減等を図り、職員の給与水準の適正化に取り組むとともに、人件費の更なる削減を図っている。なお、当面の目標としては平成24年度のラスパイレ指数を平成23年度（115.5）未満とする。ただし、国家公務員において平成24年4月から減額措置が実施されているが、これに準じた減額措置については平成24年7月から実施しており、平成24年度のラスパイレ指数は減額措置の開始時期の違いによる上昇要因がある。